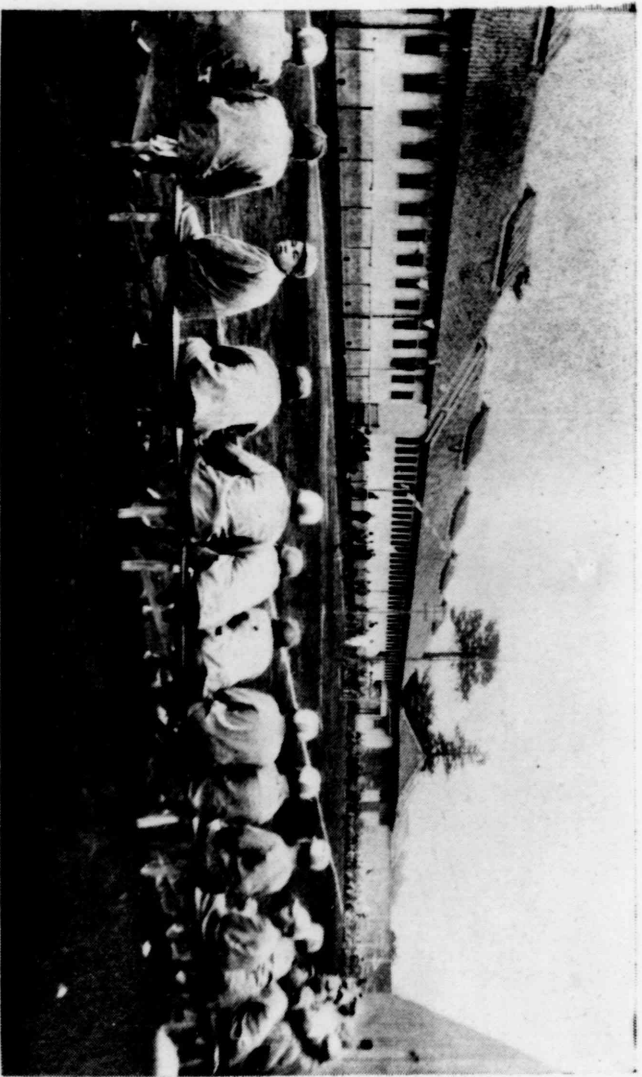


刑 政

號 月 八

行 發 會 協 務 刑 法 財
人 團

校鏡隊圍るたれさ催て於に所務判年少越川日當の行舉御式郊銀の下陸兩信皇上聖



ろこまるすじんら切をトーマスに正てに『ーレリ』ソオピツチ等二、一場工各に圖本

刑政 第參拾八卷第八號 目次

卷頭言

論說

懲罰の選擇に關する一考察……………前橋刑務所長 小橋川 昭 慶(三)
 受刑者に對關紙及雜誌の閱讀を許すの可否……………司法書記官 正 好 木 亮(二)
 犯罪者の處遇……………東京市社會局囑託 三 好 木 豐 太 郎(三)
 教諭は教師の人格そのものである……………教師 刈 尾 哲 公(七)

資料

歐米刑制度觀察談……………司法書記官 辻 敬 助(三)
 假釋放成否の豫測方法について……………合衆國アイオア州少年保護事業研究所 ホーネル、ハート(譯)(四)
 エルマイラ、システムに就いて……………法學士、文學士 安 齋 保(五)
 合衆國ベンシルバニヤ、プリズン、ソサエティー一三八回事業報告……………K N 生(六)
 犯罪と産兒制限……………ミリアム・ヴワン・ウオーターズ(譯)(七)
 外壁のないかんこく……………奈良教師 西 山 博 我(七)
 少年刑務所教育の施設を如何にすべきか……………

雜錄

刑政から見た阿古學琴貢重忠のメンタルテスト……………江 南 生(七)
 刑務所に於ける銀婚式奉祝狀況……………

統計

叙任

法令

東西南北

會報

家庭欄

職業訓練のかどで

その昔ハワードが「人々を精勵ならしめよ、されば彼等は正直になるであらう」といふ格言を胎しましたが、丁度それと同じ様な趣旨で近代の行刑では「ナツスイング・ウイズアウト・レーマー」といふ言葉が一種の格言として尊重されねばなりません。

「ナツスイング・ウイズアウト・レーマー」とは「働かなければ何物も得られない」といふことです。眞面目に働く人にはそれだけの報酬が與へられます。彼の心は何時も躍いて正直ならざるを得ない様になります。従つて犯罪的傾向はだんだんとなくなるといふ意味であります。

けれども、今日の經濟状態は決してそれのみを以て安易すべきでないようになりました。毎日汗水を流して正直に働いても、その生産が需要の少いものでありますならば彼は結局働きに相當する報酬が與へられない様になりました。自暴自棄から罪への経路も之から作られることが多くなりました。

また今日經濟社會は決して眞面目に働く人のみを要求する時代でなくなつて参りました。眞面目に働いて多くを生産する人が珍重される世の中となりました。例令勤勉業に超へましても仕事が出来なければ職を失はねばならぬ世の中となりました。食ふに困つて犯罪に陥る者が此の方面からも出て参りました。

それやこれを對照しますれば行刑作業の訓練は洵に容易でなくなりました。働く習慣を付けること、働かねば何も與られぬといふ觀念を持たすこと、需要の多い仕事を授けること、得意な仕事を選ばすこと、その他數え來れば澤山ありますが之等のことが従來果して完全に行はれて居たでせうか。

此度當局で作業技師の制が置かれるやうになりました。専門技術家やその方面に經驗深い刑務官から選抜されて専ら作業訓練に當ることとなりましたが、當局が敢て此の制を置かれた理由は上述に他ならないのであります。

私達は此の制の置かるゝ當初に於て技師諸君が上述のやうな諸点を考慮され日本行刑界の此の一新时期から完全な職業訓練を爲すのスタートを切られる様に望んで止みません。(夢)

論 說

懲罰の選擇に關する一考察

小橋川 昭 慶

懲罰は行刑紀律の勵行を目的とする強制手段である。故意に犯行者に不快感を惹起せしめ、之に由て其の非行を抑制せんとする教化上の消極的方法である。而して行刑本来の目的が受刑者を教養感化して、合法的社會生活に適する人即ち良民を造ることに存する以上は、受刑者の懲罰も又單り之をして行刑紀律に柔順ならしむるのみならず、その道徳意識と紀律觀念を強め、以て非を去り善に就き、釋放後喜んで共同生活に貢獻し、社會尺度以下に墮落せしめざるを以て最高の標基せねばならぬ。

之を以て懲罰は受刑者をして眞に悔悟して人間にならなくてはならぬと云ふ動機と自覺とを喚起せしめ、爾後不良行爲の發現を防止し、善良なる習慣を涵養し、合法的社會生活に誘導し得るものでなくてはならない。故に懲罰事犯あるに方りては犯行者の性質、犯行の動機程度、反省の念慮及び周圍の事情等諸般の關係を詳察し、懲罰の要否選擇及び

量定の上に愼慮を加へ機に臨み人に應じて最も適切の効驗あるやうに活用せねばならぬ、若し之が適用を誤り寛嚴度を失ふに於ては、刑務紀律の頹廢を招き、個人及び集團の國法道德兩者に對する不柔順性を培ひ、若しくは猜疑、偏執、面從腹背等の惡習を養成し、彼等をしてますく墮落の道程を辿らしむるに至る可きは言を俟たざる所である。

然らば懲罰の準據すべき原則如何、(一)懲罰は犯行に相當しなければならぬ、(二)依怙最負なく科せなければならぬ、(三)動機の如何に注意しなければならぬ、(四)懲罰の他戒的影響を考慮せねばならぬ、(五)懲罰はなるべく少く之を行ひ過用亂用してはならぬ、(六)懲罰は個性的でなければならぬ、(七)身體精神に永久の害を残すものはなるべく避けねばならぬ、(八)懲罰は教誨歸正の原素を備へなければならぬ、(九)懲罰を科するに方りてはその時機を逸してはならぬこと等を擧げることが出来る。

之を要するに懲罰の實行は如何なる場合に於ても公正を期せよとの一句に盡きる、即ち犯行の輕きは軽く罰し重きは重く罰し、その間公明正大を旨として、苟も感情を挿んだり憤怒に驅られたり又は冷淡なるが如きことがあつてはならぬ、復讐感念に驅られた懲罰冷淡にして同情が伴はぬ懲罰、非行を罰してその人までも憎む懲罰は、到底その價を發し、遷善的効果を擧げることが困難である、懲罰は常に慈悲の答であり涙の懲罰であらねばならぬ。

— 1 —

ウエーベルは物の感覺差といふものは、其の刺戟の大きさに比例して鈍くなつて往くものであると云つてゐる、屢々強く打たれると終には強く打たれてもそれを感じなくなり、それと同じく屢々強い罰を加へると、所謂刺戟の硬化を受けて少々強い罰を加へても利かなくなり、懲罰の威嚴を薄からしむるとともに、懲罰に對する不名譽感を漸次鈍磨せしむるに到る、延いては良心の麻痺を來し、反省歸善の一大障害となるの虞なしとせぬので、屢々強烈なる懲罰を加ふことは寧ろ不經濟不得策だといふべきである。

故に懲罰の伸縮は初め寛にして、後漸く嚴肅の度を加ふべきである、違令者の性質、犯情の如何によつては叱責の如き輕き懲罰や又は訓戒にしても、綿密なる注意の下に嚴肅公正、動簡銳利直下してその肺腑を衝くの概あらば、之をして奥底より感激せしめ、廉耻の精神を喚起せしむる事を必ずしも困難とせぬであらう、殊に未だ刑務所の紀律に慣れぬ者や入所當初間の犯行並に釋放に近き者の犯行の如きは、特に嚴重に將來を戒むるに止むるを以て得策とする場合が多かるべきことを信ずる。本誌四月號所載によれば廣島刑務所三次支所に於ては、收容者の反省を促すには、先づ訓戒に依るべしとの方針の下に職員協力して善導に励め、最近一人の懲罰すらも無いといふことである、戦はずして勝を制するを兵家の上策なりとすれば、罰せずして効果を收め、肉體的懲罰を避けて道德方面より説示矯正するは遇衆の極致なりといふべく、吾人はその徳化主義に共鳴するとともに、職員諸君の理解と熱心と努力の大なるものあるべきを想察するに難くない、固より斯

くの如きは收容者の種類人員其他事情を異にする他の一般刑務所に於ては到底容易に之を望む能はざるところならんも所謂効き目ありといふ便宜主義より多くの場合に減食罰を選ぶといふが如き懲罰方針には十分考慮の餘地があるまいかと思ふ。

三

惟ふに減食は保健上有害なるのみならず、人の生存上一日も欠くべからざる糧食を減ずるが如きは寧ろ殘酷にして非人道的なりといふべく、懲罰としてこれを科することは、精神上にも却つて悪影響を及ぼし、反抗的氣分を醸成する等彼れ等の心情を蝕ばましむる虞なしとせぬ。懲罰として上乘なるものは成るべく將來に對し害毒を胎さざるものでなければならぬ、然るに減食は對症投藥的制壓力はこれありとするも、身體的にも精神的にも將來にながく悪影響を胎し、殊に釋放後の生計上唯一の資本とも認むべき健康を害し、その勞働力の根源を斷ち、自主自活の道を塞ぐ虞れがあることを考へねばならぬ。彼等にとつて健康は唯一の資本である、釋放後の獨立自營のためには、何よりも健康が主であり先である、若し疾病のために一日勞働を欠けば、直ちに一圓乃至數圓の收入を失ふのみならず更に醫藥の費用をも要するに至り、數日の病臥は往々にして彼等を窮地に陥らしむることなしとせぬ、況んや物質的援助の如きは本人の改心如何によつて之を求むることにも出來るが、健康に至りては固より他人に於て之を與ふことを得ない。

この意味に於て減食罰は成るべく之を避けて、代ふるに主として作業賞與金計算高減削を以てしては如何かと思ふ、今日に於ては受刑者の作業賞與金に對する期待も相當大なるものあるを以て、その懲罰的效果、所謂効きめも亦相當に存し、犯行に對する制壓力も減食罰に比して決して大なる逕庭なかるべしとおもふ或は當初の間作業賞與金を減削せらるゝも、他業に對しては恰も懲罰を免れ若くは輕き叱責罰に止まりしかの如くに裝ふ者ありて、多少懲罰の威力を薄からしむる虞なしとせざるも、斯くの如きは暫らく之が實行を續くるに於ては、自然受刑者間にも事情判明し、その弊害も亦之なきに至るべしと思ふ。たゞ作業賞與金の減削は之を適用し得ない場合が多いのを不便とする、現行規程上入所の翌月より五ヶ月を経過せざるものに對しては、作業賞與金の計算を成さざるため(監獄法施行規則第七十條第一項受刑者中には作業賞與金計算高を有せぬ者が多く、前橋刑務所收容受刑者支所を除く)六百九十五名に就て之を見るに、實に四十三%の多數を占めて居る、この數字は長期刑務所や、初犯刑務所若くは比較的短期受刑者を收容する支所等を除き、多くの刑務所に於て略々大差はあるまいと思ふ、仍又作業賞與金計算高の減削は將來の計算高を見越して削減することも出來ないので如上の不便を生ずる。因に小菅刑務所に於ては、近來殆ど減食罰を廢止せりといふことであつて、筆者の如きも何か促し立てる或る衝動を感じしめられた一人であることを附言しておく。

然らば作業賞與金計算高の減削も亦困難なる場合には、何れの懲罰によるべきか、運動停止は之亦受罰者にとつて、比較的不快感の大ならざる割に、目に見えぬ漫性的の大なる害毒を身心に齎らすを以て、懲罰としては減食に次で成るべく之を避くべきものだと思ふ。次に文書圖書の閱讀禁止は性質上その適用範圍の狭いばかりでなく、懲罰としては寧ろ背目的であつて、之を屢々科するといふことは、受刑者教化の資料として文書圖書の閱讀を許可する法規の精神にも悖るものではあるまいかと考へられる、何となれば百惡の源多くは無教育に發し、圖書の閱讀を許すといふことは、云ふ迄もなく智徳の向上發達に資し、罪惡の源泉を涸らすの趣旨に出でたるものに外ならざるを以て之が看讀は努めて之を獎勵し文書教誨としての實を擧ぐるを要するからである、故に文書圖書の閱讀禁止は之に直接關係せる犯行、例へば圖書の損壞、樂書、包藏等の如きものにして、且つ之を科する必要を認めたる場合に限るべきで、否らざるに於ては他の懲罰を選擇せなければならぬ。而してその他の懲罰申請作業の十日以内の停止、自辨にかゝる衣類臥具着用は之が適用なく、又賞遇の廢止及び賞遇の三ヶ月以内の停止も、賞遇者の數が普通受刑者總員の十分の一以下に過ぎざるのみならず、之等の者の反則は比較的僅少なるが故に、賞遇の廢止及び停止を適用する範圍も又頗る狭い、又二月以内の輕禁及び七日以内の重

屏禁は兇暴なる犯行者に對する懲罰としては最も大なる威嚇力を有するものなるも、身心に及ぼす害毒亦甚大なるものあるを以て、犯狀の最も重き場合でなければ之を適用することを得ない。

故に現行規程上懲罰事犯を生じたる場合に、成るべく減食罰を廢止せんとすれば、勢ひ多く作業賞與金計算高減削を以て之に代ふるは已むを得ぬことかと思ふ然かもこの罰たるや前述の如く賞與金計算高を有たぬ者が、受刑者中の四三%にも及び且つ釋放後の生計の資に充てしむるといふ作業賞與金本來の目的をも深く考慮せなければならぬばかりでなく、受刑者中には賞與金減削に對し比較的に苦痛とせざる者も亦之なきにあらざるため、徹底的に總ての場合に減食罰や運動停止を廢止することは多少の困難なしとせないのである。

五

雖然今日受刑者に對し累進處遇を實行しつつある刑務所が數多あるので、少くとも之等の刑務所に於ては階級の昇降並に期間の伸縮條件及拘禁上等の上に少しく工夫を凝らせば、減食罰の如き非人道的にして、害毒の大なる懲罰は、之を排斥することは左程困難でないと思ふ更に作業賞與金減削の如きも正木書記官が會て述べられし如く、之を累進制度自體に織り込むといふやうにすれば、一層合理的となり効果も擧がることと思ふ。吾人は減食罰や運動停止の如き懲罰が早く影を沒せんことを期待してやまないのである。

稿を結ぶに方たり尙ほ一言を附加へておきたい、薄田沱菫氏の「茶話」の中にこんなことが書いてある。「そろ／＼蛇が穴を出る頃となつた、このなが虫がしなやかな草の上をうね／＼這つて居るのを見ると、すぐ思ひ出されるのは『監獄へ罪人を叩き込むのは蛇を竹の筒に入れて置くやうなもので、入つて居るうちだけは眞つ直ぐになつてゐるが、一たん這ひ出すとすぐに曲りくねつて歩く奴さ』と云つた言葉がある、これはいろ／＼な罪を重ねて終ひには人殺しまでやつた重犯の某が言つた言葉だ、そうだが、成る程と領かれ節があると私はこの説の當否をこゝに述べやうとは思はないがこの話によつて單り懲罰といはず、すべて行刑機關の活動は行刑本來の目的に吻合し、愛の中に法を存し、法の中に愛を存する合理的活動でなければならぬ、若し些かにもこの話のやうに一時押さへ竹筒式の行刑即、効丸的の行刑に墮するやうなことがあつては、遂に「刑務所は良因たらしめ得るも良民たらしむることを得ず」との譏りを免れ得ないであらうといふことをさらせ深く考へるのである。(一四・七・一一)

何時でも必要な時に、有益であるやうな政治上の理論を探すに當つて、缺けてゐるものは「理想郷」の發見ではなくて、最も良い運動の方向を發見することである。或時には良かつた方向が他の場合には良い方向と表面異つてゐるやうに見えることがある。有益なる思想といふのは、現時の正常な方向を示すものである。けれども何が正常なる方向であるかを判斷するには、何時でも應用の出來二つの一般的な原理がある。

- 一、個人及社會の成長と活力を、出來るだけ促進するもの。
- 二、一個人又は、社會の成長が他の個人や社會を犠牲にすることの渺いもの。

(バートランド・ラッセル)

受刑者に新聞紙及び雜誌の閲讀を許すの可否

正 木 亮

監獄法施行規則第八十六條第二項 新聞紙及時事ノ論說ヲ記載スルモノハ其
 閲讀ヲ許サス

(一)

わが監獄法がその第三十一條と施行規則の第八十六條とに於て文書圖書の閲讀を請ふ者に對し一定の制限内に於て之が看讀を許したる理由を兩面から觀察することが出来る、その一面は行刑上の拘禁より齎らす弊害の防禦とその反面は拘禁者の徳育と智育と向上の助けをなさしめんとするにある。換言すれば前者は拘禁といふ不自然な生活から起つて来る雜念を避けしむる消極的の效用であつて、後者は之によつて普通人の生活に必要な知識を増進せしめ徳性を養ひ信仰に入ること容易ならしむる積極的の效用を有するものである。(二)

一、小河滋次郎監獄法講義三七七頁文書圖書―其之ヲ一般に監者ニ許可スル所以ノモ
 ノハ苟クモ彼レニ閉居、雜念ヲ起スノ機會ヲ與フルガ如キコトナカラシメント欲ス

ルニアリト謂フヘシ」とあつて同趣旨である。G. Dehlinger, Geistesgeschichte S. 129. に「娯樂書又は信仰書の閱讀、最後には又自由なる課業此等の仕事を以て日曜一日を充たすときは精神上の荒廢倦怠は入らんとしても入り得ない」といつて居る。小河博士監獄學八八五頁以下に消極的效用として挙げられたるは、在監者ヲシテ之ニ由リ(書讀書)反省顧慮スル所アラシメンカ爲メナリ、感奮興起スルトコロアラシメンカ爲メナリ寛解融和スル所アラシメンカ爲メナリ」と。

二、前編同頁「米國ニアツテハ監獄教育ノ方法トシテ殊ニ重キヲ文書ノ閱讀ニ置キ努メテ自修的智見ノ開發ヲ奨励スル所アルモノ、如シ」Grundriss für den Volzung von Freiheitsstrafen, Sonn T. Juni 1928, S. 10 「免業時間中ニ利用スル爲メ各刑務所ニ教訓的・家庭的書籍及雜誌ヲ多數備付ク可シ。書籍及雜誌ヲ備付クルニハ特ニ受刑者ノ職業教育若クハ其他將來ノ生計ヲ發展スルニ注意スヘシ」わが監獄法は積極的に如斯き趣旨を定めては居らないが閱讀を請ふものに對する書籍の選擇は矢張り此の積極的效用の上に立たねばならぬことは小河博士監獄學八八六頁に「文字ヲ解シ職業ヲ知ルノ民トナツテ社會ニ伍スルノ地步ヲ得セシメント欲スルニアリ」と述べられて居るが此等は積極的效用である。

一般學者の認むる様に看讀書籍が右様に何れの方面でも效用が多いものだとするれば、わが監獄法が「請ふ者」に對してのみ之を許すような消極的規定を設けることは決して感心すべきものではない。何となれば智育及び德育に資す可き總ての材料は國家の文明發達と離る可からざるものである従つて之を總ての人民に奨励することは國民教育の理想でなくてはならぬ。然かも多數の人民に之を強要することの不可能なることは今

更わたくしの嫌々するを要しないところであるが、之に反し或る數に限られ然かも總てに強制力を用ひ得る刑務所に於て精選したる書籍を強制的に閱讀せしむることは決して困難なることではない。況んや、之を受刑者に強要することが改善を目的とする自由刑の性質と抵觸することなきに於てをやである。或る一部から懸念される様に犯人階級には無教育の者が多いのに而も之が強行規定を作することは矛盾の様に見える。けれども、此の階級の者に對し、無教育のままに再び社會に出すことが今日の文明に於てはより以上の矛盾を見出し得る。何となれば、今日の社會に於ては普通教育を受けて居ない者は社會的變則者である、而して此の變則なる状態を矯正することは改善刑の一要素であらねばならぬに拘はらず、強制規定のなき故を以つて之に教育を施さないことは受刑者の改善の基礎を教育の上に置かない矛盾を敢てして居るものと謂ふことが出来る。

又或る一部の人から懸念されることは教育の可能性と年齢の程度との關係である。デムマークやオランダの様に受刑者の教育義務年齢を四十歳以下とするところ、オーストリーやスイスの様に三十五歳以下とするところ、日本の様に十八歳未満として居るところ、その國によつて據るところ區々であるが如斯きは何れもその國に於てそれ以上の年齢に於ては學問を修得する弾力性が欠缺したものと見られたに他ならないのである。而して、此の様な者をも尙教育をしてまでも書籍を強いて讀ますことは無意味であると考へられる。けれども人類の知識慾は而かく年齢に依つて限定されるものではない。而

して知識慾に年齢の限度がないといふことを前提とするならば、わたくしはわが監獄法第三十條をも亦總ての受刑者に對する強行規定として欲しい。なぜなら多くの犯罪は道德的理性的判斷の缺陷に由來すると謂い得るからである。^(五)

三 大正七年より十一年迄の五ヶ年平均で受刑者三〇、九一六人中無教育九、〇二七人無
 筆二、六九二人

四 監獄法第三十條 十八歳未満ノ受刑者ニハ教育を施ス可シ其他ノ受刑者ニシテ特
 ニ必要アリト認めルモハニハ年齢ニ拘ハラズ教育ヲ施スコトヲ得

五 G. Bohringer, a. a. O. S. 110. に「わたしは總ての囚人に就學義務を課すべきものだと思は
 る。なぜならば、極少數の例外を除いては墮落に導くものは道德上の缺陷、詐欺、愾情、
 輕忽、憤怒、私慾、快樂慾、意志薄弱等に外ならぬからである。」

教育の方面に於て既に右様の如く強行規定を作ることが正當なりとは認されるなら
 ば、ましてやその基礎學によつて理解するに足る何れかの書籍を選択閱讀せしむ可きこ
 とは理の當然であつて最早第三十一條の如き消極的規定に止むるを許さないのである。
 要するに、看讀書籍は受刑者の教育と相俟つてその德育、智育、職業教育及びその他將來
 の生計に必要な書籍に付いては極めて寛大でなければならぬ。そうして、わたくしは
 此の様な見解から更に施行規則第八十六條第二項に制限してある新聞紙及び雑誌の閱
 讀制限を批判せねばならぬ

(11)

受刑者の教育は決して之れを學者に仕立てる爲めのものではない。従つてその教育
 材料の如きも目下論争中に屬するものであるとか又は考證的の書籍を與ふるよりもか
 しろ新鮮なる、實用向きの書籍を與ふるに如かない。抽象的のものよりも、寧ろ具體的の
 ものを與ふるに如かない。従つて感情に囚はれたり、感激したりする文學書よりも寧ろ
 實社會に於て直ちに利用出来る書籍を與ふるに如かないのである。此の點に於てわた
 くしはわが各刑務所に備付けられて居る書籍の殆んど大部分が宗教書及び文學書であ
 ることに驚かざるを得ない。殊にその中に文學書が多ければ多い程受刑者に對する看
 讀書籍の效用は慰安的のものになつて來る弊がないでもない。勿論わたくしと雖も看
 讀書籍の慰安的效用を排斥するものではないが慰安的事であることが實用的に超ゆるこ
 とを排斥するものである。

此の意味に於て、わたくしは我が監獄法施行規則第八十六條第二項の規則は完全なる
 ものではないと思ふ。惟ふに今日發行される文書の中で最も新鮮であり、而して、具體的
 な實用的事實を多數に記載されるものは新聞及雑誌の右に出づるものはないのである
 が而も之等のものには往々にして或は政黨的色彩を有する記事を掲げ、性情挑發の虞あ
 る記事を掲げ之によつて所内の紀律を紊す虞あるが爲めにしかく包括的に規定された
 ものと解釋することが出来る。けれども如斯き一面の弊害に付ては之を制限すること
 の敢て不可能なことでないのみならず、^(六) シローネの謂つて居る様に受刑者と雖數年間の

拘禁生活を了へれば再び社會的、政治的、生活的生活に復歸しなければならぬから苟くも自由社會に於て新聞を讀んで居た程の者には政治的、宗教的、且社會的、領域に關する日々の問題但し少くも政黨的に非ざる適當なるものを記載する適宜の新聞雜誌 *Gute Zeitschriften* は之を讀まざねばならぬ。^七

六 *Ch.-Bl. ze S. 103 II. III.* 「既存ノ國家的組織ヲ暴力ニヨリ破壊セントコトヲ記述シ若クハ拘禁者ヲシテ刑務官ニ對シ陰謀ヲ爲サシメ、反抗又ハ不順ナラシムル様煽動シ其他所内ノ紀律ヲ紊ス様煽動シタル政治的内容ヲ有スル新聞及雜誌ハ監督官廳ノ命令ニヨリ刑務所内ニ入ルヲ許ササルコトヲ得該命令ハ刑務所ノ長ニヨリ之ヲ發セラ

刑務所長ハ其ノ内容カ紀律又ハ保安ノ爲メニ重大ナル危險ヲ有スル虞アリト認メタル日刊新聞ハ其ノ權限ヲ以テ之ヲ拘禁者ニ交付セサルコトヲ得差止メタル新聞ハ即時其阻止ノ理由ヲ具シ監督官廳ニ報告スヘキモノトス此れは原則として新聞雜誌を許しその弊害ある点を法規にて制限したる新獨乙の立法例である。

七 *Kern's, Lehrbuch der Gefängnislehre, 1896, S. 466.* 參照「新獨乙に於て一九一八年以降新聞を許したときに世間では犯人におぼんが來た *Abstraco Zeit für Verbocher* といふ様な批難を爲したが之に對しベルリンのプロイイス *Institut für Strafvollzugsent Dr. Preuss* は一九二三年の監獄學を引用して次の様に説明して居る「監獄則は受刑者の改善に關する行刑の本質的責務を擧げて居る即ち釋放後の組織的合法生活に至る爲めの感化責務を擧げて居る刑罰論にかゝりあふことなしに監獄則は刑の性質が惡 *Doel* であることを認めて居るが然し行刑の目的として受刑者の精神的及び道德的向上を第一に置いて

居る(第五十二條第二項)此見地から此の監獄則の規定は價值ありとされねばならぬ故に受刑者を熱心と剛毅正義と人間性とに處せしめ彼等の名譽心に注意し之を強固にせしむることを論ぜらるゝならば處遇の寛和(軟調)を持たし沈黙を止め、書信の往復を寛大にすること等)は自明の理である」 *Reform des Strafvollzugs in Preussen* (35. Jahrg. Deutsche Juristen-Zeitung, 1925 Heft 13). 仍ちプロイイスも亦クローネと同じ様に將來の自由人を養成する意味に於て新聞の看讀の如きを是認して居る。

チュリツヒの辯護士カール、ハフナー *Dr. Karl Haber, Rechtsanwalt in Zürich.* は別な方面から雜誌の備付けを主張して居る。彼は刑務所では毎年數種の良い雜誌を備付けねばならない、而もその雜誌は受刑者が年號を見て新しいものだと知ることが出来るものでなくてはならぬといつて居る。そして、彼はその理由としてそうすることは受刑者が彼等に新しい出來ごとを隠されて居るものでないといふ印象と自由刑に附加して古本を讀むこと *Zum Lesen alter Schindcker* を宣告されて居るものでないといふ感じとを持つものだといつて居る。わたくしも亦此の主張に共鳴せざるを得ない。なぜならば受刑者であるが故に新知識を注入されるものでないといふ觀念を持たしめることは改善に對しては大なる障害である。恰も子供が一つの雜誌から新しい雜誌へと進んでゆくその知識慾は受刑者の改善にはなくてはならぬ要素である。その漸進性があつてこそ始め

て受刑者の教誨も教育もその生命を完ふることが出来るのである。而してその漸進性を保持する最も適當なる讀み物としてわれは適當な新聞と雜誌とを許さねばならない。のみならず、受刑者が拘禁生活に於て新しい讀み物を與へられることはそれによつて如何に社會を慕ひ社會に接せんとの念を向上せしむるか吾人の蓋し意想外のものがある。此の社會を慕ふの念こそ沈滞せんとする受刑者に改善可能性を更新せしむる一つの刺戟ではあるまいか。わたくしはハフナーが特に雜誌の年號に重きを置いて主張したる所以を肯定するに苦しまない。

けれども此の様な理由を頼みないで小河博士は次の様なことを謂つて新聞雜誌を許すことに反對されたことがあつた新聞紙及時事ノ論說ヲ記スルモノハ如何ナル場合ト何人タルトヲ論セス全然之レカ看讀ヲ許可セサルモノトス蓋シ此種ノ書類ハ番タニ感化ニ益ナキノミナラス社會ト隔離スルヲ目的トスル所ノ行刑ノ原理ニ戻リ云々と此の主張は明治二十七年中のことであつた。その時と今日との間には長い隔りがある。そして新聞雜誌にも大なる進歩を來したには相違ないがその當時と雖も博士の思想はクローネのそれとは大なる相異があつた。自由の社會に出す人を養成する行刑に於て自由社會の實情を知らしめざることが自由刑の本質であるならば自由刑なるものは寧ろ無用の重物に了るのであろう。此の意味に於て當時の博士には少くも謬見が存して居たが、その後博士は明治四十五年中にその謬見を訂正された。仍ち博士は謂つて居ら

れる「絶對禁止ハ余ノ異議ナキ能ハサル所ニシテ苟クモ監獄ノ紀律ニ害ナシト認ムル場合ニ於テハ獨居拘禁ニ在ル總テノ被告人及ヒ一部ノ禁錮囚並ニ釋放近キ行狀善良ナル長期囚等ニ付キ便宜適當ナル新聞紙類ノ閱讀ヲ許可スルコト亦タ必要ノ措置タルヘシト信ス。」此れによつてわたくしは今日の監獄學者の中に新聞紙及び雜誌に對する我が「獄法施行規則の如く絶對禁止を主張するものを見出し得ないことは會心に堪えないところである。

Karl Thamer, Schulde und Kräfte in den Strafanstalten der Schweiz, 1906, S. 57 ff.

わが刑務所に於ける看讀書籍の中で「人」が一番迎へられると聞いて居る。又獨居拘禁者の情願書の中に「人」の看讀を他の受刑者と平等に許され度とするものが非常に多い此れ等はその一面を語るものではあるまいか。

一〇、小河博士「監獄學」八九四頁引用

一一、岡博士「監獄法論義」三八一頁引用

要するに今日の行刑に於てわれは受刑者の改善に必要な範圍内に於て新聞及び雜誌の看讀に對しても亦寛大でなければならぬ而して適切と相離ること遠き施行規則の如きは之を改正する必要を認むるの切なるものがある。けれども之を許す範圍に付て更に研究して見よう。(未完)

犯罪者處遇の方針

三好 豊太郎

(一)

刑罰の觀念は種々に變化した、ガロフアロは復讐主義から出でて懲罰となり、更に社會防衛の觀念に進んだことを歴史的に述べて居る。

斯様な觀念の變遷は現在に於ける刑罰上の觀念が有力なる根據を得て來るようになりて、現存する觀念を放擲してより合理的な刑罰觀念に推移するものであることを示して居るものといふことが出来る。

刑罰の觀念は現在に於ては社會防衛的觀念を放れて存することは不可能である。併しながら犯罪の防止の徹底的方法是單なる社會防衛の觀念を以てのみ之を矯正することとは困難である。刑罰を以て社會的に自制を喚起し、犯罪行爲を防止せんとしても、有力な犯罪原因の除去されない限り、犯罪は永久に盡きることとは出来ない。社會學者中には社會現象を社會的に規定する消極積極の二方面とし、其の消極的方面を刑罰とし、積極的方面を規定するものを社會教育として居るのであるが、其れは確かに一面の眞理は捕へてゐる。

針方の遇處者罪犯

かく刑罰の觀念を社會的に求め、犯罪者其れ自身に對しては古き懲罰的觀念を以て苦役を強いるといふことは犯罪者に對する科學的研究の今日の如く發達したる時代に當然なりとして黙視することが出来ようか、刑罰は果してかかる消極的社會教育の任務を全うするであらうか此の一例を社會主義者に見る。

社會主義者の一團の中には刑務所に入所することを以て名譽とし、彼等が縛せられて獄門に入ること頻繁なるほど而して、其れが新聞紙上等にて宣傳せらるる事程得々として、彼等の社會的地位の高まることに誇り却つて其の行爲を壯なりとして之を追隨するもの多くなり、相率ひて社會主義運動に馳せ參ぜしめて居る一方の事實を視ない譯には行かない。

竊盜、殺人等の犯罪に就いても左様であつて、其等の前科の犯數や慘忍の程度は彼等の仲間に對しては相當に優越感の源であると考へらるる。姦通等の場合でも其の事實の新聞紙上に宣傳せらるる場合は却つて其れを以て、社會心理を昂奮せしめ、其の結果情死等にまで行けば其の悲壯なる心情は多數の共鳴者を出すやうになる。斯様にして犯罪現象と刑罰とは或場合にては予期した場合と反する様な結果を得つつある場合が多く、自暴自棄にしてより重罪者たらしめる場合も往々にして見らる。其等の原因が多方面であることは元より見ることは出来るが、其の一つの原因として社會防衛の立場のみに重心を置く結果の一つの現れとも見得る場合が往々にしてある。

針方の遇處者罪犯

刑罰に於ける斯かる客觀主義の立場は其れ自身では決して充分でない。他の例証は苦痛が犯罪防止に對して決して大なる貢獻をなさない點にもある。苦痛を與へられ、ば與へらるゝ程自己の犯罪責任を感ずることなく、却つて益々社會を呪ひ他人を恨む様になる事が多い。苦痛は自己の犯罪に對する責任を追想し其れに依つて自らを責める原因となることは出来ない。寧ろ其れと相反し益々反社會性を増長するに至ることの多い以上かゝる觀念を以て犯罪矯正に至る経路であると考へることは出来ない。

(II)

道德的非行に對して吾等の取るべき態度は惡を意識し悔改の生活に入ることである。この場合懺悔の結果は奉仕の生活となり、自ら好んで苦痛なる生活に入るのである。斯くして其の行ふことは前非を積ふ崇高なる光輝を添へることが出来るのであつて、然らざる限り、其れを積ふことは出来ない。恐らく犯罪者と雖も若し適當なる方法に依つて積罪の根本的方法を發見し、献身的に其れに向つて進み得る以上は犯罪者と雖も感謝してかゝる懺悔奉仕の生活に入らしむることが出来ると信ずる。

是は恐らく遠き將來に於ける單なる理想論として排せらるるかも知れない。然し事後に於ける社會防衛の觀念よりする他人の犯罪に對する無關心的態度や應報主義以外に懲罰的態度以上に彼等に對して與ふることの多いことは容易に見得る事である。勿論かかる主觀主義の立場其れのみを以て能く充分に刑罰の目的を達することは出

来ないのであるが、刑罰の根本的目的に照應して其の最も妥當なる結果を豫期し得るのではないかと考へらるる。

即ち換言すれば其の個人の本來の人間としての向上の爲には刑の量定に於て酌量すると同様に刑務所内の個別的便宜を充分にすることが出来る。

看守は單に看守として監督する許りではなく、彼等の性格の矯正と善導に注意し、只單に個性を偏曲した儘に、幽囚せしめないで、是を善導し得る機会を徐々として作るべきである。個性を單に其の儘に沈黙の中に置くことは個性の何處に其弊曲の原因があり、其れを如何にして矯正するか、工夫を積むことは出来ない。ただ偏曲せるが儘に入獄と共に封鎖せられ又は如何にして鍛錬し、他日其れと同様なる機會に至つた時に再び其れをしない丈の抵抗力を充實させることはさせずに其れはただ封鎖さるのである。刑務所生活の内部にはかかる社會的關係がないのであるから其れをそのままにして置くことが出来るであらう。やがて社會的關係が複雑した境遇に置かるる場合には其れと同様な之の犯罪をなす様になることを豫期しなければならぬ。何よりも大切なことは彼等に再びかかる犯罪を敢行せしめないだけの抵抗力を與へることではなければならぬ。

(III)

斯くの如くにして刑罰を一方に於ては社會の安寧と秩序とを守る様社會防衛の觀念を以てし一方に於ては犯罪者の缺陷を矯正し善性を發輝せしめんとする根本の目的よ

りするならば處遇の觀念の上に著しい變化を見なければならぬ、刑務所は犯罪者を隔離し其の逃亡を減ずるにあることを主眼とすべきではなく其丈で主要なる任務を果したものでなくより重要な職責の残つてゐることを認めなければならぬ本質的に悔改させたものが何れ丈なるかと云ふことが其である。かかる見地に於て見るならば在來の犯罪者處遇は其の極めて部分的なものであることが明かになる、ある刑務所では櫻花を見させることを禁じてゐると云ふことであるが花を愛する人は善人なりといふ言がある、之は同時に花を愛せしむることは善人に近かしむることであるから務めて草花に接近せしめ其の善性を喚起せしめることの方便となすべきである。是を斯くなきないのは其は寧ろ至純なる人間性を殺し慘虐なる動物性を煽るものであつて其の前者の目的に不可能なることは多くの場合を通じて云ふことが出来る。

かかる主觀主義の採用は犯罪者矯正の上に貢獻する所の如何に多きかは充分に之を見ることが出来るのであつて例へば身心缺陷者に對しても此の點は著しく看ることが出来るのである。故に彼等に對するに、主として矯正、治療等を充分にすれば其の心性の開發は遽に面目一新をなし得るに至るのである。

是を然らずしてただ、客觀的觀念を以てのみ進むとすれば犯罪矯正犯罪豫防に對して決して充分なる働きをなすことを得ないのであるから、此の觀念はどうしても斯様に變改するの必要がある。若し然らざる限りは犯罪豫防の大目的に對して到底充分なるこ

とを得ないものである。

要するに刑罰の觀念は極めて多岐であるが之は各個性に依つて夫々多數の斟酌すべきものあることを考へるのであるが、然し其の中心の觀念は個人の善性を發揮せしめんが爲に、各種の方法を講ずべきであつて、ただ單なる苦役を以て懲罰すべきものではない。若し之のみを敢てして而かも犯罪豫防の終局の目的に到達し得るかのように思ふのは立法の嚴正のみをして犯罪を取締り得べしとすると同様である、立法は社會生活の消極的規定であつて全部ではない。倫理的な生活への過程としての一步であると考へることが出来る。取締りや監視やが刑務所本來の目的のものではないとすれば、當然に出で来るものは教育所としての刑務所でなければならぬ、斯様にして刑務所内の作業、起居、訓練、等並びに説教や教授やは餘程異ならねばならない、殊に看視の人となりは温情を有し聰明なる智能を持ち勇敢に惡に對する人でなければならぬ、陰險、冷酷無知、逡巡の人は看視としての任を全うし得る人ではない、刑務所を教育所としようとする試みは言があまりに奇矯と見らるるかも知れないが、事實に於て刑務所作業の大なる發達は刑務所其自身の職能を職業教育に主旨を置くものであつて、本質的には勞役を主とするものでなく技術の發達を主とするものでありと裏書きするものである。現在に於ては尙此の精神が充分ではないのであるが、更に將來を考へるならば是が發現の充分に可能であることを考へることが出来る。

刑罰が斯く寛和さるる結果犯罪を余計にしはしないかといふ疑問があることと思はるるのであるが、刑罰が過酷であつても犯罪を減少するに足らないと同様に、刑罰が寛に過ぎるといへども其れに依て決して犯罪を増加するとは限らない。犯罪を増加する主なる原因は利那の衝動の抑制の如何にあるので、此の場合に於て一々刑の量定を法律的になすことは被等の心理ではなく、毒を食はゞ皿までの考へが主となり、ただ漠然とした苦痛の刑罰を意識することが却つて、其の行爲を惨虐にする場合が相當にあることは否定し得ない。

(四)

對社會の觀念から刑罰を科する場合と對個人の場合から、然る場合とを比較する時に於て、後者は犯罪懲防の點に於ても、犯罪矯正の立場に於ても、より有効に犯罪者の處遇をなすことが出来るかと考へらるるから特に對個人の關係を重視し、之を教育的になすことの重要なことを述べた。その教育は然し單なる觀念の授受ではなく手を通し足を通し肉と力とを以て体现する人性の眞理であり處世の方針である。此の教育上の根本方針を以て再び社會の風波に遭遇しても之に負けない丈の意志の鍛鍊であり、情操の陶冶である。

之を以て犯罪者處遇の本主義としたのである。そして刑務所内のみでなく、釋放者の取扱にも同様にしたいたいと思ふ。

教誨は教誨師の人格そのものである

——其他は補助機關に過ぎざるの意を述べ——

荊 屋 哲 公

何事を解義付ける場合にも此を廣義に解すると狭義に解するとの二つがあるとせねばならぬ、今教誨を論ずるに當つても此點を豫想して置かなければ、見解に相違が生ずるの虞がある。果して然るが爲めであるか、近來教誨を研究する人々の中に、教誨を廣義に解して而して狭義の教誨を輕視せんとするの傾向がありはしないかと見へる。又從來から教誨といへば狭義の意味の教誨に限るが如く考へ込んだ人々は、偏へに教誨を狭く見ると廣い意味の教誨を輕視せんとするの嫌があるやうである。その事實として予は映画と音譜と而して印刷物とを擧げて考へて見たい。

近來行刑方法の進歩せる一面として、活動寫眞を觀覽せしめて收容者の精神に刺撃を與へると、蓄音器を聽聞せしめて彼等の心情に感動を與へること、定期刊行の新聞雜誌を閱讀せしめて理性の開發と道念の涵養に資すること等は確かに新機軸を出したものである、此等のものは一般社會に於ては偉大なる勢力を以て日夜街頭に家庭に行はれて居るものであるから、その弊害の存するところを去り効果の存するところを採り、之を行刑

の上に應用せられたならば必ず相當の効果が擧るであらうとは、予輩亦庶幾したところであつたが實地應用の今日に於て果して良好なる成績を見て居る事は當局者と共に欣快に堪へざる次第である。

映画や音譜を行刑の上に應用せられつゝあるの精神は、申すまでもなくこれを以て教誨の補助機關とし、映画や音譜そのものによつても一種の教誨的刺撃感動を與ふるとともに、これらの刺撃感動が教誨師の爲せる教誨を一層有力に收容者の胸に銘記して、智情意を振作發展せしむるに與つて功があるからである。考へられる。然りこれらは皆教誨の補助機關である、映画そのものが教誨ではない、音譜そのものが教誨ではない、いかに立派な活動寫眞を見せても、いかに美妙なる音譜を聞かせても、それは教誨の補助として有効であり必要であるので、映画さへあれば教誨師の教誨は不用であるといふ事は出來ない、音譜さへあれば教誨は省略してもよいといふ事は出來ない、教誨師の爲すところの教誨は彌々益々精進して立派なものを要求せらるるに至つて居るのである。

然るに活動寫眞そのものを教誨なりとし、蓄音器そのものを教誨なりとし、書籍雜誌をも教誨なりとして、之を呼ぶにも映画教誨、蓄音器教誨、讀書教誨などといふ名稱を付する場合あるは、これ廣義的解義の立場よりするものであつて、狹義の意味ではないのである、若し然らずとせば廣義の教誨と狹義の教誨との區別を無視混合せるものといふも可ならんか、教誨を廣義に解するときは、獨り映画や蓄音器のみではなく、作業も教誨である規律

も教誨である、衛生も教誨である、行刑の全部は皆教誨である、何となれば教誨といふものは犯罪者をして改善せしむる爲めの指導であるからである、故に教誨の一點に奪ふて之をいふときは彼等を行刑範圍に收容してから後のみではない、警察も裁判も皆是れ教誨である、此廣義的に見たる教誨の上からならば映画教誨可なり、蓄音器教誨可なり、作業教誨も戒護教誨も保健教誨もまた可なりである、尙進んでいへば懲罰教誨も可なり、戒具教誨も可なりである、典獄以下行刑官吏は皆教誨師であるといつて差支ないところである。

然しながら與へて之をいふときは、行刑實務の上にはそれ／＼分業がある、作業の立場より見るものは作業中心であり、戒護の立場より見るものは戒護中心である、故に教誨の立場より見たるときは、教誨師の爲せる教誨が教誨中心であつて、その他は教誨の補助機關として、教誨の業績を進展して行くものである、教誨の外に教誨なく、教誨師の外に教誨師はない、何ぞ況や活動教誨の如きもの、蓄音器教誨の如きもの、あらゆる筈はないのである、これらは皆教誨の補助であればそれでよい、若し然らずして映画等の補助機關を以て實質的に教誨であると考へるの結果は、終に教誨師の爲すところの教誨も亦これらのものと並行的のものとして何等の威厳もなく權威もなく、はては教誨師も器械となつて感化力などは全然期待もせられず、自身にも何等の自尊心なきに至らんも保せず、かくては教誨の精神を誠却し、行刑上一大欠陥を生ずるに至らんこと、敢て杞憂のみにあらずと考へる、近來稍もすれば教誨師の爲せる教誨に冠する「口頭教誨」の語を以てせらるゝ事あ

るが如き、吾人の遺憾に堪へざる點である。由來「口頭」の語の慣用は、内心空虚にして唯口先きのみにて喋々好い加減の事をいふ場合に於て用ひらるゝ輕侮の言語である。「口頭」誨教を以て映畫誨教や音樂誨教の如き器械的誨教と對等に取扱ふ意味に於ては誠に適切至極なる呼稱なるべきも、若し然らずとせば誨教師は單に「誨教」にて事足るべきである。誨教師をして「精神的誨教」を爲さしめ、「口頭誨教」の如きは斷然之を施行せざるべく誨教師自身に於ても奮勵すべきであらうと考へる。

抑も誨教の如き精神的任務は、人格的でなくては効果のないものである。そのいふところが單に合理的であるとか、感傷的であるとかといふのみの理由で以て受刑者の琴線に觸れて改善の第一歩を發進せしめるといふ事は出來得ない、口頭に巧妙に辯舌を弄するものは街頭に香具師として散見せるも、彼等は人格的に何物をも所有せざるが故に、他人を感化指導するの作用はない。請ふ見よ、吉田奈良丸を奏任待遇として全國を巡業せしめた成績は如何なるものがあつたか、他の仕事ならば兎も角、荷も信仰とか倫理道德とかの方面に於ては、人格的教説でなくして何等の效果あるべきものではない、不徳なる僧侶が高座に上つて百万駄辯を弄しても實際の信者は出來ないが如くである。

茲に一つのエピソードを語らしめよ、廣島のさる寺院に、毎朝定時の説教がある、住職が或時旅行した留守中、番僧をして代つて説教せしめた、此の番僧は無學ではあるが熱烈なる信念の持主であつた、一枚の紙に住職から書いて貰つた説教の原稿をそのまゝ朗讀するのみであるが、非常に難有い爲めに參詣人は住職の留守の方が多しといふ奇現象がある。

る。人格の感化を離れては宗教道德の仕事は出來ないといふ一例としたい、誨教もまた藝術的にのみ進歩させたくない。

誨教は誨教師の人格である。その辯舌の如きは末であつて實は重要視すべきものではない、いかに誨教の技術は拙くとも、その人格として立派なものがあれば受刑者を感化するのである、現今の人々の中にも吾人が折々風聞として美談を聞いて敬服する人もあり、實際その人と交際して感心して居る人もある、感化事業は此の如き人によりて始めて出來得る事と意を強うする次第である、故に人格を離れて何處にも誨教はあり得ない、映画や音譜は誨教を補助するけれども人格のない力には獨自的にどれだけの仕事——宗教、道德の方面には尙更大した仕事は出來ないものである。

誨教師の人格としては如何なる要素を數へねばならぬか、吾人はその最大なるものとして、第一に熱烈なる信念を擧げたい、感化の原動力となるものはこれではなくてはならない、熱烈なる信念は他人を感化するに先だちて自己を感化する、蓮如上人が自分には物を持たずして他人に與へんとする態度を誠められたが信念に生きる人は他人が得心するだけの力を與へられて居る人である、而して此信念より必然的に生ずるものは誠實の光である、親切慈愛の熱である、此外には常識の存在を要求したい、即ち信念と常識との存在は誨教師の人格をして有力ならしめ權威あらしめる、その他は第二次的第三次的以下の要素であるが故に茲に列擧するの要はない。

嗚呼、滔々たる滿天下の誨教師諸君、希くば器械的誨教を以て満足せざるの覺悟を喚起し、自己の誨教をしてレコード化せしめざるの用意が必要であると考へる。

歐米行刑制度視察談 (三)

辻 敬助氏談

本編は速記にあらず、唯談話の要領を摘記したるものにして措辭及所説詳略等筆者の責に転するところ少なからず

五、自治制度

自治制度は受刑者の自由と責任とを基礎とする民主主義的制度 Democratic System 紐育州の二三の刑務所感化院等に於て實施し相當の成績を示してゐる。此制度の由來組織等に付て、既に本誌上にて、谷田大阪控訴院長等により、詳細に紹介されてゐるから茲には單にシンシオン刑務所に於ける自治團活動の現況を申述べることにする。

先づ其團体の經濟状態からいふと、自治團は團員に對

する賣店(コミサレー)を經營して、煙草菓子被服類其他の日用品を販賣してゐる。自治團に屬する受刑者は、各自一ヶ月三弗以内消費することが出来るが懲罰を受ける者は、此特典を奪はれるのは勿論である。賣店昨年度の純益金は六千弗あつたといふことである。其他自治團は時々ベースボールや芝居をやつて外來者の觀覽を許してゐるが、其入場料の如きは昨年度に於て八千弗ばかりあつたといふことである。自治團は此等の利益を普通教育音楽會等の費用に充て、尙餘額あれば受刑者家族の共

助料、開放の時の救助費、クリスマス費等に充つるのである。

一寸餘談に亙るが、昨年クリスマス費用は、三千七百弗一人當り三弗六十仙(邦貨換算八圓)で、素晴らしい響應があり種々の贈物もあつたさうである。

次に團員の日常生活を申し上げると、毎日規定の作業が済めば、一時間の休養時間が與へられ、自由にベースボール及水泳等の稽古をすることが許され、それが済むと夕食が始まる。食後一先づ各自の居房に引取つて點檢を受けるのであるが、點檢

後は教育講演及娯楽時間が續くのである。此時間には團

刑者中より選ばれた委員の手で處理せられるのである。



シンシオン刑務所内に於ける日用品販賣店

員が特別教育を受けたたり、音楽、映画などを樂んだりすることが出来る。そして日曜や

祭日には禮拜教誨の外が全部安息時間となるので、各種競技會運動會等を開くことが出来る。

尙工場内の取締の如きも、從來は戒護看守が間斷なく視廻つて居たものであるが、今や受刑者相互の責任を以て之に當るやうになつて受刑者中から工場主任が選ばれ、其者が一般取締の任に當つて居り食堂などに於ても彼等の自治に任じてゐる状態である。従つて交談の禁止等も自然廢止され、万事は彼等の自治を原則となし輕き反則者は皆受

之を要するに、自治制度の目的、外界の自由社會に於ける現實生活を爲すに就ての準備を爲さしむるにあるが、自由に適する人を造る道は、自由を與へる外なく、從て拘禁生活に於て事情の許す限り最大自由を許し、之と同時に自己の責任を以て事を處理せしめんとする思想に出で、居たのであるから、個人の自覺、自治精神の發達と共に世界の行刑主義は漸次此方面に向つて或る程度まで自己責任制度を取入ることになるであらうと考へる。

尙こゝに序でを以て自治國でやつてゐる職業教育のことを一言すると、米國でも戰後財政の緊縮に力めてゐるので自然刑務所の作業施設等に對する費用も決して充分でない而かも一面一般社會はすすんで行くので自然一般社會の實業狀態と歩調を合はして行くことは事實上困難なことである此の缺點を補はんが爲自治國が發起となり刑務所内で寄附金を募り必要な器具機械の類を購入して職業教育を行つてゐる其重なる處種は左の如くである。

て教授してゐる。

如此自治國は刑務所内と於て重要な役目をつとめ刑各般の方面に活動してゐるのであるが尙此等の團員の釋放者有志が社會に於て自治國協會 Mutual Welfare Association を組織し必要に應じ寄附金等を募り自治國の爲に活動してゐる彼の大學通信教授事業の如き即ち其一つの事業である。

六、器械的設備に由る能率増進

米國に於ては、器械を利用することが非常に進んで居り刑務所などでも新しい建築は、皆此點に重きを置いてゐる。殊に米國は勞働賃金非常に高く、職員の配置上より見て、管理上の便宜を第一に置くことは止むを得ざることと思ふが、世運の進展と共に人力の制限を益々縮少し、器械力利用が之に代ることとなるのは自然の趨勢で我國將來の刑務所建築も、此點は大に考慮せねばならぬことと思ふ。茲に一例として市俄古のジョアレット刑務所の議を申述べる。此刑務所の構造は圓形の四層建て

(1) 自動車修繕及機械學。團體はこの目的の爲に昨年度に於て自動車三臺を購入して之が分解組合せ等の實習に使用してゐる。生徒は五十五名で受刑者の中より自動車學機械學等に詳しき者三名を選び教導の任に當ててゐる。

(2) ベンキ塗り職。一名の受刑者の教師と二十名の生徒がゐる。

(3) 理髮業。これ又六名の教師と二十一名の生徒がゐる。

(4) 洋服斷裁學。一名の教師と五名の生徒がゐる。其他諸種の學科があるのである。受刑者は紐育州の法律で一定時間の作業を義務付けられてゐるので作業時間内には此教育を受けることが出来ない從てこの職業教育を受けんとする者は一般の作業時間外に於て許されたる時間を利用してやるのであるそれで受刑者に依て或は又作業の種類によつて其時間割を異にすることになり同一科目に付ても午前二回午後二回といふやうに學級を分け

中央は見張臺になり直徑約百五十尺、さつと國技館式の建物であるが、屋根は總ガラスで中央に塔があつて空氣抜きになつて居る中央の見張臺より一目瞭然として各獨房を見渡すことが出来る。此獨房のガラス扉は見張臺の自由開閉器に由つて、簡単に開閉する事が出来る。そして此自由開閉器は米國の刑務所に於て盛んに使用されてゐる。或る刑務所の如きは各房通じて同時に開閉し、又個々別々に之を開閉する自在の裝置を施し、之に加ふるに五インチだけ扉を開き、そこに之を固着せしめて、居房内の腐敗せる空氣を中央の廊下に排出せしむる工夫を施してゐるものがあり、又ヒラデルヒアの某刑務所の居房は孰れも二重の扉を具へ、一枚は堅固なる木製とし、他の一枚は鐵製の格子造りとし、夏季酷暑の際には此鐵製の扉のみを使用して換氣を行ひ、若し收容者にして喧嘩不謹慎なるものあるときは、直に木製の扉を閉鎖するやうに出来てゐるのである。行政の整理能率問題の解決に就ては、我國も是等器械力の利用といふことに大いに考

慮する必要があると思はれる。

七、刑務行政の統一運動

アメリカに於ける刑務所の種類は警察留置場地方刑務所感化刑務所及州立刑務所の四つである而して前二者は市郡等自治団体の管理に属し後二者は州の管理に属するものである従て郡刑務所等は全一州内に於ても思ひ思ひの施設と處置とをしてゐるといふやうな始末で地方により法律執行の結果が異なることになるのであるかくては常に正義の觀念を害するのみならず行刑の改善はおろか遂には救ふべからざる結果を齎らすが如きことになる仍て刑務改良家社會學者中心あるものは夙に刑務行政の統一を唱へ國法執行の責任を有する州は須らく全行刑の直接經營の任に當り從來の二元主義は速に之を廢止すべしとの説をなすもの漸く多く先きにはヘンダーソン教授(一九一〇國際刑務會議々長)後にはウイトマン博士等が該改革運動の中心的人物とされてゐる。

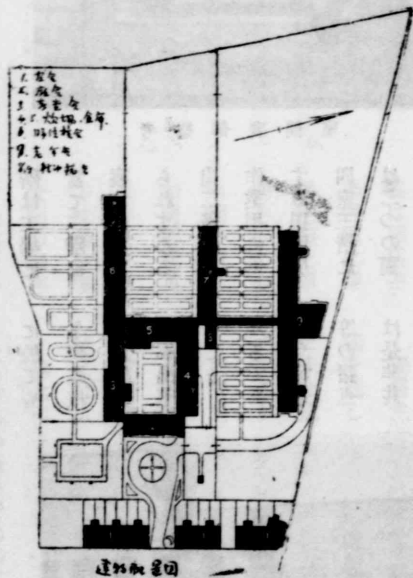
第三 和蘭

一、精神考查刑務所

和蘭の行刑制度の上に於て特に私の目を惹いたのはヘーグの精神病考查刑務所である。此設備は一九一一年一月の開所にかゝり行刑政策上大に參考に資すべきものがあるから簡單に其現況を述ぶることにする。全体の建物の狀況は普通の官廳的建物と三棟の方形屋根の房舎より成るのであつて必要に應じ多額の費用を要せずして擴張し得るやうに出来てゐる是等の全建築物は四メートル半の高壁を以て圍繞せられ廣大なる地面が庭園及茶園として残されてゐる。而してヘーグの普通刑務所がこれと隣接して建てられてある其處には收容者中普通刑務所の執行に適する程度に恢復したる者を試みに移すことが出来るので至極便利に出来てゐる。此兩刑務所は彼の有名な海水浴場スケーズンゲンの海岸より約二キロメートルを隔つる砂丘の健康地に設けられてある。

有名なヘーグの結核療養所もこの近くにある

此建築の特長としては以上の外向左の數項を擧ぐるこ
とが出来即ち(1)全刑務所を通して刑務所固有の鏡格子
を使用せず、鏡縁の歩厚の窓ガラスを使用してゐるので
一向刑務所らしい感じがし
ないこと、(2)次には電話其
他の通報設備の完備せるこ
とであつて電話は各部にも
れなく設備され非常時に備
へてゐる尙突發せる出來事
に付てはマグネット組織の
非常報知器を全建物及庭園
等に設備してゐる。(3)採光
面積を思ひ切りて廣くとつ
たこと等である。



建物の建回

第一 考查舎

在設備の配置區劃は大體こゝに示すが如くであつて先

第二 精神病舎

認めらるゝものは尙引續き本設備の精神病舎(Dr. Jolyon-paten)に拘置するのである。

づ第一に考查舎が正面の事務所に續いてゐる。長さ二階
建の建物で各階の收容定員二十四名にして晝間室四處室
二獨房八(内六房作業房)ある。
考查は通例六週間未滿を以て結了するのであるが考查

の結果(1)精神異狀者と認む
べき者は之をメテンブリッ
クの國立精神病院に送附し
(2)精神狀態が常態に復し若
くは精神異狀者に非ずと認
むべきものは之を普通刑務
所に送還し(3)若し又固有の
意味に於ける精神異狀者に
あらざるも其精神狀態が普
通の行刑に適せざるものと

で定員七
十二名階
下は置間
室六人定
員二室十
人定員六
室あり各
部は其專
屬の庭園
を有す二



考察部室

階は工場に
當て三階は
寢室に當て
られてゐる
尙二階には
作業用に供
する獨居房
四室三階に
は二つの獨
居寢室ある
階は工場に
當て三階は
寢室に當て
られてゐる
尙二階には
作業用に供
する獨居房
四室三階に
は二つの獨
居寢室ある



結核病舎

(B)老年舎
は結核病舎
と約四十間
の隔を置
き之と併行
して建てら
れてある内
部の設備な

こゝに精神病舎と稱するは普通の意味に於ける精神病
院に屬するのでない前述せる如く普通の行刑に適せざる
ものを一時的若くは繼續的に收容するのである。三階建
で定員七

もの六部と十名づゝのもの二部合計八部に分かれ各部に
畫間室寢室外氣療養室(寫眞参照)の設けがある其外向
各囚毎に小庭園を興へ且小禽の飼養を許してゐる。我國
に於ても
早晩結核
特設收容
所が出来
ること、
なるであ
らうが是
等の諸点
は是非共
考慮して
どは考査舎と大同小異である收容定員四十名で四部に分
かれてゐる。

第三 肺結核病舎及老年舎

本設備には結核病舎と老年舎とが附設せられてゐる。

(A)結核病舎は二階建てで考査舎に續いてゐる各階の定員
二十五名都合五十名を收容し得るのである。五名づゝの

本刑務所の職員としては所長の外に二名の精神病専門
醫を配置してゐる二名共斯果に於てはかなり有名な人物

でよく所長を補助し良好なる成績を挙げつゝあるといふ
ことである。

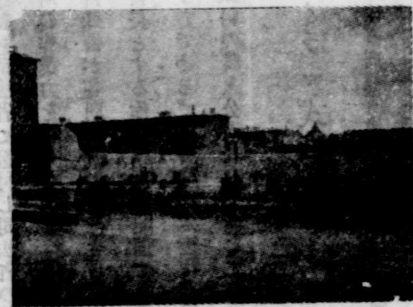
二、獨居刑務所に於ける作業經營

此に私の注意を惹いたのは獨居房に於ける作業が如何



體操場

あつて白耳
義は獨居主
義は獨居主
義佛國は雜
居主義を原
則としこの
兩端の間に
和蘭獨逸英
米ノルウェ
丁抹瑞典澳
太利の順序



作業場

き處があつ
た今其内作
業の經營の
戸状況を簡單
に述べると
にする由來
獨居主義は
作業經營上
の困難を伴
ふといふこ

にも活氣
があるこ
とである
拘禁の方
式に付て
は白耳義
と佛國が
其極端な
る對照を
なすので

で獨居雜居の兩制度を併用してゐるのである。和蘭は一
八五一年以來獨居制を採用し一八八一年の刑法に於て刑
期五年以下の受刑者は凡て獨居拘禁に付し五年以上の者

とか第一の難點であつて我國などでも獨居房内の作業と
いふことに付ては全く手を焼いてゐる様の始末である。
然るに和蘭に於ては長き獨居主義の經驗は獨居の伴ふ作

業上の困難を殆ど除却し去つて今や作業収入の如きも非常な巨額に上つてゐる。それは獨居房の作業に工場作業の經營方法を加味した法策であつて作業々種の如きも殆ど所有種類のものをやつてゐる。大機械設備を要するものの外は獨居房内に相當の機械設備をなし或はガス線を引込み或は木炭の使用を許すなどして殆ど居房を工場化してゐる様な有様である。尤も和蘭の獨居房の構造は多くは煉瓦造間口二メートル十一、高サ三メートル奥行四メートル約我國の四疊半に當り我國の獨居房に比し餘程廣く出来て居るから是等の施設もさして困難でない。

試に獨房作業の主なるものを擧ぐれば、建具、家具、飾金、鍍葉細工、靴製造、裁縫、製本、印刷、ボール箱製造、封筒張等である。尙獨居房作業の指導に付ては比較的多數の技術職員を要すべきは勿論であつて各業種に付き普通一名の技手に數名の助手を配屬し受刑者教導に遺憾なからしめてゐる。」

因に和蘭に於ける作業經營方式は官應用作業を基礎的

其産態とする前述せるアメリカのジョアレット新築刑務所の如き又獨逸ハンブルグに於て新築計劃中に屬するフウルスヴユツテルの設計の如きは各れもこの和蘭の圓形刑務所を参考に資して居るのである現にジョアレットの建築技師の有名なジョンマーマン氏は親しくハルレムに來りて種々調査をして行つたといふことである。

四、賣店制度

和蘭に於ても賣店制度を採用して白パン、バター、食鹽、珈琲、黒パン、鶏卵、鰾、チーズ、牛乳及びブチーレを販賣してゐる

懲役者は一週三回労働場拘留者に一週四回未決者は毎日



ハルレムのパノラマ式刑務所

三、パノラマ式刑務所

和蘭に於ける刑務所建築の様式は通例展覽會場式(丁字形式)であるがハルレム、ブレダ、アルヌヘム、の三刑務所はパノラマ式の圓形刑務所である。この圓形刑務所は一七八七年ゼレミイベンサム(Jeremy Bentham)の發案に係るパノブチコン式(秘密看視の便宜ある圓形刑務所)(Panopticon)の實現にしてハルレムを以て

作業とし受負作業は漸時縮少の方針を採つてゐる。尙官用主義の徹底を期する爲製作品のカタログを印刷に付し各官廳に配付してゐる而して各省は次年度に必要な物品の目録表を司法省に送付し司法省の行刑局は之に基き各刑務所の作業力を調査し作業行程目録書を作製するかくて右目録書が各刑務所に回付せられ其回答を待て行刑局長を會長とする作業調査會開催せられ司法大臣之が採決をなすのである。該會議決定後行刑局作業課は之に必要な原料の購入公入札の手續をする

一回賣店の物品を購入することが出来る彼等の所持金若くは賞與金を以て購入するのである。

四百年前の珍時計

英國ラリントン教會に、針もない、文字面もない珍時計がある。寺男がねちをまくだけで、四百年も前から今日まで、時間を打ちつけてゐるさうな。

全島に無料宿

サモア島には無料で飲食宿泊させる旅館がある。どの村へいつても宿屋があつて、宿泊料を拂ふことのない人は遠慮なしに一夜をとまつて飯を食つて行けるのださうだ。

假釋放成否の豫測方法について

ホーネル・ハート (Hornell Hart)

(合衆國アイオア州少年保護事業研究所)

合衆國マサチューセツツ州感化監(Reformatory)に於いて、假釋放(Parole)を受けたものの内、その條件に違反したものと割合を、感化監當局が既に蒐集した資料の科學的利用によつて、半分にまで減少し得るといふことは、サム・ビー・ワナー(Sam B. Warner)教授が最近の研究に於て提供した統計的材料を分析することによつても、當然導き出し得られた結論に相違ない。然しながら、此の結論はワナー教授が導き出した結論とは全く異つてゐるのである。教授は、マサチューセツツ州矯正課(Massachusetts Department of Correction)の委

嘱によつて、六百八十人の囚人——そのうち三百人は假釋放中罪を犯せるもの三百人は無事假釋放の期間を済せ告を適當に活用すれば、假釋放制度の成績を改良すると必ずしも難事でないことを明かにするに在る。ワナー教授の結論と筆者の結論とが一致しない理由は、教授の研究は、その表によつて結論を導き出した處までは慎重にして頗る稱讚に値するものではあるが、教授が表中の何れの要素が重要な要素の對照を示すものであり、何れの要素がそうでないものであるかを決定すべく正確なる統計上のテストを應用しなかつたことが、假釋放(Parole)に違反したるものと之に成功したるものとの間に存する最も重大な差異を見逃す結果となつた、といふ點に存するのである。しかも、この目的に應用すべき統計方法は、一箇の専門技術であつて、未だ専門統計家以外には余り普及して居ない、しかも、殘念ではあるが此方法に、代るべき何等の常識的な實地法といふ様なものはなく、且つ此の方法を用ひないでゐると殆んど觀面に間違つた結果に陥るのである。

たもの、八十人は假釋放のことなしに宣告通り刑期を済せたもの——についてのあらゆる系統的的材料を苦心慘憤分折して、頗る尊い研究を齎らした。教授のよつて得た結論には次の様なものがある。

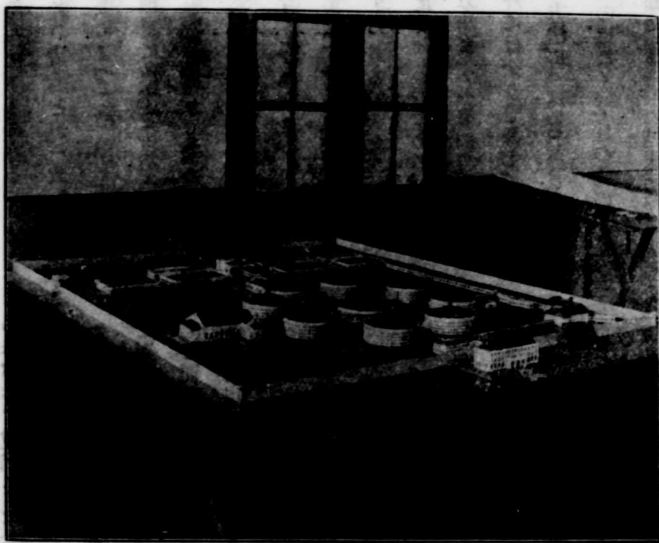
「當局が現在支持してゐる規矩標準は非常に低級で貧弱なものであるが故に、精神病醫の報告を除いては、現在手許に毎日に付せられてゐる六十余の報告材料を參考にして事態の改良を計るなぞの考へは毛頭ないに相違あるまい。……尙ほ當局が種々の報告を得るその方法と、並びに報告の内容そのものとこの二つを根本的に變革しなければ、到底立派な改良は出來るものではない。」

私の此の論文の目的は、これ等の結論は兩つながら共に誤つて居ること、及び當局が既に手許に持つてゐる報

告を適當に活用すれば、假釋放制度の成績を改良すると必ずしも難事でないことを明かにするに在る。

復て問題を説明するに當つて次の例を擧げて見る。その母が嘗て逮捕され又は輕罪監(Jail)に送られたことのあることを報告した假釋放違反者(Parole Violator)と成就者(Non Violator)との數のパーセンテージを對照して見る。これはワナー教授が無價値なものとして顧みなかつた報告中の一條目である。教授の研究の第十四問の資料によると、三百人の假釋放の成就者は一人も嘗つてその母が逮捕され又は輕罪監に送られたことを報告してゐないのに、一方假釋放違反者の中の四パーセントまでその母に嘗つてかゝることがあつたことを報告してゐるのである。この差異は重大な意義を持つてゐるのだらうか、それとも偶然事に過ぎないのだらうか?、ユール(Yule)のキデーヴンポート(Davenport-Ki)が與へてゐる方式、及び表を適用すれば、この研究に用ひられた方法でもつと多く蒐集せられた場合について、假釋放違反者の母の嘗て逮捕された事あるものゝ割合が、假釋放成就者に比して一層大きい數字を示したのである。

らうといふことは、千の場合の中で一つも偶然ではないと決定して差支ない。だから明かに次のことが云へる。……この點に於けるこの二組の對照は可成重要な意義を持つものであり、また、その母が嘗て逮捕されたことがあるといふことは、其者の假釋放達犯の前兆となりがちである、と結論するのが最も賢明である。



(照參頁五三) 型 模 所 務 刑 ト ツ レ ア ヨ ジ

院成就者と非成就者との對照が百中一の偶然もあり得ないといふ十五箇の條目を見出すのである。而して是等の差異のあるものは萬中僅かに一箇の偶然を見出すに過ぎない程のものである。尙以上の外に二十許りの對照を擧げることが出来る。それは上に述べた十五の條目程明瞭なものではないがしかし極めて重要なものであつて、吾人はワリーナー教授によつて度外視されてゐた研究資料の中に合計三十五箇の價値ある條目を得たのである。よつて議論の

これらの嚴正な統計上のテストをワリーナー教授の研究資料に適用すると、教授が重要なりとしてゐる對照以外に、更に其表中には假選

便宜上、これらの要素とその顯著なる意義に従つて幾組

かに分けて見よう。

先づ第一に假釋放に付せられた人々の家庭に關する幾箇かの對照を擧げて見る。假釋放に反した人々には無事に假釋放に成功した人々よりも次の様な事が非常に多い——例へばその父が嘗て輕罪の宣言を受けたり、飲酒過度のため輕罪監に送られた事があつたり、またその母が逮捕又は輕罪監送りになつたことがあつたり、或は母が酒飲だつたとか、交友が悪性だつたとか、家庭が亂れてゐたとか、また兩親の婚姻關係 (Marital Relation) が「不正」だつたり「疑はしかつたり」乃至は「不愉快」なものだつたりしてゐる。上述の項目を其自身どれをとつて見ても、この二組の人々の對照は百中に一箇の偶然もないのである。これ等の事柄に加ふるに、假釋放達反者にしてその母が善良なることを報告したものの、數は假釋放成就者のそれに比して著しく少なく、その父の性格が悪く、その兄弟が短期刑に服し、或はまた兩親の一人が舊教徒で一人が新教徒である (この事は家庭の不和をかも

し易い)といふ様なことを報告した達犯者の數は非常に多いのである。兎に角以上の事柄は全部が悉く互に矛盾する所なく、また犯罪學上他の部門の研究に於ける諸發見とも明かに合致して居るのである。それ故に、囚人の肉身又は交友が悪性だつたといふ本人の自白は、これらの資料の得られた範圍内に於ては、其者の假釋放の條件に違犯するもの、傾向あることを予示するものであることは統計上からも、又論理上からも明らかなことである。

第二類の對照は即ち明らかに箇人としての其人の性格に關聯するものである。假釋放に達犯したるものは犯さなかつたものに較べて、規則正しく職業に就いてゐたもの頗る少なく、職業に就いたり就かなかつたりしたものが多く、煙草や癮醉藥を使用してゐたといふもの更に多い、或る指名されない人の生計を維持しつゝあるといふものに至つては甚だしく少ない。彼等の多くは感化院に於て六回以上も行狀不良のために罰せられてゐるのであ

る。此等の比較對照に關聯して、アルコールを飲用してゐたとか、喫煙したとか放蕩に耽つてゐたといふ自白は假釋放の違反と何等表面上の關係はない。一方賭博をしてゐたといふ自白も殆んど關係がないといふことは注意すべき事柄である。感化院内で操行が良かったといふ事は、上述の引例から離れて假釋放の成功と多少の關係はあるが、しかし明確にあるとは云へない。但し假釋放違反者が成就者よりも、不行跡のためにマーク(評點)を失ふことは平均して少ないといふ場合はある。が、概して、職業が不規則だつたり、麻酔藥や煙草を用ひたり、感化院内に於て不行跡だつたりしたことは、假釋放の違反を豫示するものと云つて良い。

第三類の對照は身体の状態の關係に就いてである。假釋放違反者については、疾病、重病及び外科手術等の證據に就いての質問に解答しなかつたものが頗る多いが假釋放成就者に就いては、通常に多くの者はこの質問に對し「全く無し」との解答を與て居り、且つ「頗る良い」一休格

るものが甚だ多いのである。刑期一二年の囚人で假釋放の期間を無事終了し得ない者は極めて稀である。これはかゝる犯罪に對する假退院期間が甚だ短かいのにもよるが、一方五年の刑に處せられ十ヶ月以内で假釋放を受けたいものうちに成就者の非常に多いことは百中一とつのも、然らない位である。また犯罪が智能的であるものは、情緒的な興奮による犯罪者よりも、比較的正道につきにくい。また犯後數ヶ月を経て拘禁するのは明かに改善の機會を増すものでない却つて減するものである。累犯者は初犯者よりも、より一層なる假釋放違反に陥り易いことは事實である。

以上述べて來た種々の對照は、犯罪學に於ける諸發見とよく合致してゐるのである。治癒し得ない程の犯罪癖は、不良なる家族並に交友關係、不規則なる勞働習慣、麻酔藥の常用乃至身体の虛弱等に關係するものとして見て可いのである。常習犯(Recidivism)は之を感化善導する能はざるものゝ充分信すべき徵候として、從來認めら

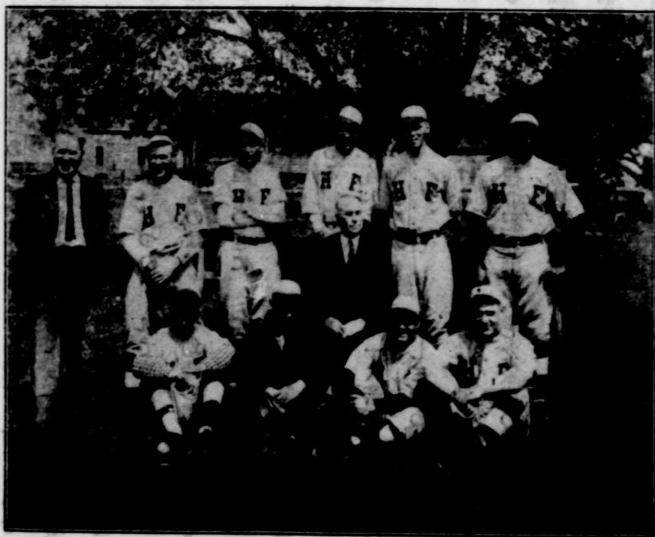
であるといふ報告が得られてゐる。假釋放違反者は成就者よりは前科者であり、精神病者であり、アルコール中毒者であり、乃至鈍弱者であるものが多いと精神病醫は報告して居る。これらの對照中の或るものは實に百に一度の偶然もない位大きいもので、しかしながら、兎に角これらは毫も矛盾する處なく、且つ犯罪學上の諸發見と完全に一致してゐるのである。

第四類は犯罪の性質に關係するものであつて、これはワナー教授も充分論じ盡されてゐる所である。釋放違反者は然らざるものに比して、家宅侵入(Breaking and Entering)の罪に問はれたものが多く、また竊盜罪のものは更に多い。しかし、毆打若しくは「その他の犯罪」のために刑を宣告されたものは至つて少ない。またこの假釋放違反者には明らかに詐欺罪のものが多く、而して假釋放成就者には前科を有するものは殆んどないのは注目に値するが、反之非成就者を見ると、前者に比して彼等は輕罪監に服役し、或は前科數犯の罪科を有す

れて來たのである。獄に居たといふことは、再び逮捕される機會を増すものではあれ、減退するものではない。しかしながら、他の項目に關しては、世に行はれてゐる信念理論等から推して當然期待される様な對照は未だ現れて來ない。

幼時の環境に關しては通常「破れた家庭」(Broken Home)が犯罪の要因をなすものとして觀られてゐる。これらの表に於ては、兩親が離れ離れに若しくは「やもめ」になつてゐたといふ事實や、犯罪者が早く兩親の一人若しくは兩方に別れてゐたなどの事實は、はつきりしてはゐない。で、これらの事實の確かと思はれる解釋は、幼時の環境に於ける因子は、葛藤の堪えない墮落した家庭の氛圍氣、反社會的な兩親や兄弟が示す悪い手本などが重なるものであつて、兩親が一人欠けてゐる位のことでは大したことではないとするのが至當であらう。もう一つ犯罪研究者間に普通信ぜられてゐることは犯罪を貧窮と無智とに結び付けてゐるといふことである。

「オカ」教授の研究資料は未だこの觀念を裏書するに足らない。自ら資産家の息子を以て任じてゐるものは、然らざるものに比してやゝともすると假釋放に違反する傾向がある。この事實は從來の犯罪學者は誤つてゐたといふことによつて説明し得らるゝかも知れないが犯罪と貧困との關係を立證する根據は頗る有力である。資産家の息子を以て任じて居るといふことは、その者の經濟的地位を證明するよりも寧ろ虚言者たることを指示する場合が多い。



ヨジョアツト刑務所長 中野刑務所長 編者 三頁參照

犯する者が、無事成功する者に比して、その両親の無學を容易に指定しないことに就いても、同様な解釋を下し得るのではなからうか。尙ほ又た、初犯者が大抵貧困の家庭から出るに反して、常習的な犯罪者が、比較的富あり教養ある家庭から出ることが多いといふことである。

宗教に關しての對照は、餘り明確ではない。但しかソリツク教新教又はユダヤ教以外の他の宗教を信奉してゐる受刑者は、確かにこれらの宗教の何れかに奉仕してゐる受刑者よりも余程假退院を完了するものが多い。

い。また平氣で教會を怠つてゐたと自白するものよりも、常に教會へ出席したと言ふもの達の方に、却つて假釋放に違反するものが多い。これはつまり、彼等は眞に宗教的態度を持つてゐるのではなく多く虚偽であることを示すものである。もつとも、感情の動搖の劇しい犯罪者の或るものは、極端な宗教信者であることが多いには多いが。

抑も假釋放違反者が、一般に破廉恥なこともされてゐる事實を極力否認しようとする傾向のあるのは、概して假釋放違反と飲酒、性的放縱との間の關係の明かに欠如してゐることを示すものである。性に關する質問に答へないのが果犯罪一般の特質であるし、齡十八そこ／＼に早くも性的放縱に入つたことを肯定するのはまた假釋放完了者に多く見る特徴である。且又、無職業だつたことを肯定するのは、時々仕事に就いてゐたと主張するものや、この種の質問に答へないものに比して、假釋放の期間を眞直ぐに勤め上げるものが多い。といふ様なことに

も全様の解釋を下し得るのではなからうか。とにかく、淡白な正直さはその者に改悔の見込あることを示すものであらう。

また、假釋放違反者には両親の扶養に盡したといふもの頗る多く、成就者には反之「指名しない人」の扶養に盡したといふものが頗る多い、といふ如き一見矛盾した事實は、恐らく次の様に説明し得られよう。……つまり年老いた母の扶養者を以て自ら任ずるのは非常に有利であると考へられてゐることで、かゝる申立には甚だ虚言が多いのであるが、指名しない人を扶けてゐたといふ申立は前者の様な感情的な効果がないから、實際にその者の身を正道に導く誠實さを反映するのである。

かく觀察し來つた對照が殆んど百中一つの偶然に歸すべきものがない程、確實な項目のみを採り、これらの項目を假釋放完了者の百分率に従つて排列して見ると、上述の事實は第一表の如く摘出し得るのである。この表は假釋放違反者のパーセンテージの減少し得ること

第二表に現れてゐる事實は、假釋放を許すべき人を選
擇するに關して、過去の方法が、直ちに改良すべきものだ
つたことを示してゐる（註、過去の方法といふのは、ワ
ーナー教授の研究資料に關係ある時代に用ひられてゐた
方法を指すものであつて、假釋放委員（Parole Board）
はその頃から認められて來たのである）、その假釋放許
可率が著しく普通以上にある十二部類の囚人のうち、假
退院者全体の平均成就率と同じ成就率を示してゐるもの
は四組に過ぎない。これと反對に、假退院率の著しく低
い七類に就いて見ると七組か七組とも平均成就率と全様
若しくはそれ以上の成就率を示してゐる。之れに由つて
之を觀れば、過去の選定方法は、假釋放の成就しないこ
との明らかなる者に對して比較的自由に假釋放を許し、假
退院を成就すること明らかなる者に對しては比較的之を拒
絶してゐた如くに想像される。

この様な面白からざる結果を生み出した原因は、假釋
放を長期刑の者に許したことに在る。五年の刑を宣告さ

れたる者は大體前科者であり、更に重大な罪を犯し易い
者であり、その性格は審問の際にも特に強情のように見
受けがあるのである。これに反して、短刑期の者は多く初犯
者であり、悪化したといふよりは寧ろ不幸な人が多い。
既に刑務所の経験がある常習犯罪者は、大概規則を守る
ことが自己に得策であることを知つて居る。故に、未だ
生々しい悔恨の心を抱いて役に服し、所内に於ては謹慎
が最も得策なることを知らない彼の無経験な初犯者より
も、彼等常習犯の輩の方が不行狀による黒星（Black
Point）がすつと少ないといふ様なことも往々あるので
ある。

マサチューセツ州當局者は、漸次成績を高めつゝある
假釋放制度に立派な基礎を置いたのである。現在用ひら
れてゐる記録式が多くの點に於て改良さるべきは疑を容
れないが、一方、ワーナー教授の分類による種々の統計
も、箇々の釋放申請者の成功率を明かに豫示するに足る
點數表を作成する根據となるべき資料の既に蒐集し盡さ

れてゐることを示してゐる。此の上は、當局者が將來假
釋放決定の際にこれからの資料を活用して、以て從來の
進歩を更に發展持續してゆかんことを、最も望ましい。
この論文は最近マサチューセツ州政府矯正局長官（Com
missioner of the Department of Correction of
the Commonwealth of Massachusetts）たるサンフ
ォード・ベーツ（Sanford Bates）氏に提出されたもので
あるが之に對する氏の批評中第二表を解釋するに當つ
て、銘記すべき二點について論じてゐる。

わが州の刑務所には事實強制的といふべき假釋放の何たるか
を示す例は釋官にある。換言すれば、五年以下の不定期刑（In
determinate Maximum Sentence）があつた場合、裁判所と保
護司（Probation Officer）とが爲した約束のために、假釋放局
（Parole Board）は實際刑期の半ばに達したる時假釋放を許さね
ばならない様なことがあるのである。例へば、裁判所が犯人を
感化院に收容すべきこと、しかも、二期十八ヶ月以上に及ばざ
るべきことを約したる限り、假釋放局が、其の者の豫測點數の
何たるに拘らず、その時に及び直ちに當該受刑者を釋放するは
必ずしも誤つてはゐないのである。州立刑務所（State Prison
）に收容せる場合に關しては、最短最長いづれの二期の場合に
も、最短二期（Minimum Term）が終りつゝすれば、處罰せら
れ若しくは犯罪のない限り、當該受刑者は最長二期（Maxim
um Term）の満了する迄當然假釋放を受くべきことを州の法
律は規定してゐるのである。

また、ワーナー教授の論ぜられた如き、假釋放制度は、現在の假
釋放局によつては許可せられてゐなかつたものである。其等は
大部分少くとも己に十年の歳月を閲みしてゐたものであつたそ
の當時は委員會の組織も異つてゐたし、現在の様に正確な統計
によつて仕事を進めるなぞのこともなかつたのである。
この第二番目の事實は、現在の假釋放委員に對して非難
的態度を取らうとする傾向を牽制するに相違ない。マサ
チューセツ州當局の態度は確かに進歩的であつたのであ
る。

またベーツ氏の論じたる第一の點は、豫示的點數表を
制定することが、假退院許可のときのみでなく、最初犯
罪者に刑の宣告を與ふる際にも重要なことを明らかにし
てゐる。必要な研究資料は裁判に當つて有用であり、若
くは利用し得るものである。豫測點數表の原理は假釋放
の問題に適用さるべきのみでなく、更に、觀察に付せら
る（Put on Probation）べきものなりや否やを決定す
るにも、或はまた刑を宣告する場合に於ては其者に課す
べき刑の長短の問題にも、同様適用さるべきものなので
ある。（完）

エルマイラ、システムに就いて(四)

安 齋 保

マコノキ (Macnochie) は時間刑 (time sentence) より寧ろ労働刑 (task sentence) を採る可きであるといふ點に於てホエートリーに一致して居る。

而して其理由として次の如く述べて居る

「此目的は人 度重罪の刑に處せられんか、爾後其者の自由は第一次の犯罪の性質によるよりも寧ろ其者の示した爾後の性質行為に依繋せしむべしとするに在る。

譯者 Alexander Macnochie は Royal Navy の Captain である。前掲ホ氏の書簡をマ氏が見たかどうかは不明であるが一八三七年下院の Transportation Committee に「刑期は長期を定めずして單に短期を定め其の範圍内に於て労働と善良なる

行為とによつて量定すること、又期の如くにして要求せられたる労働は点数即ち其犯した犯罪に應じた一定の点数を以て之を表はし放免前刑務所内に於て稼ぐべきことを要求する。而して受刑者には日々働いた仕事に應じた点数を與へ食物其他の給與品全部を適當に見積つて之が負擔を命じ、又若し不行跡ありたるときは相當の罰金(減点)を爲す——凡て以上の如き控除を爲したる後の「瞭なる餘剰のみが受刑者の放免の爲めに計算せらるべきことを提案した。但マ氏は其獨創に係る点数制を the point band を實行して居るが之は後に述べる。

然し乍ら感化刑の爲めに明白に其最初の聲を擧げたのはフレデリキ、ヒル (Frederick Hill) である。即ち一八三九年の氏のレポート中に次の如き語がある。

「流刑は廢止せられたるものと假定し、釋放者を如何に處理す

べきかの問題に付きて余は恐れ乍ら次の如く申上ぐる。即ち審理に現はれたる其者の犯罪の性質並に罪狀よりして改善の合理的希望なき者は爾餘の生存期間在所せしむ可きである。但し彼等に對する苛酷なる紀律は若し受刑者を社會に復歸せしむることを目的とせば到底安全とは認め難き種々の方法に於て緩和化せらる可きである。(註一)

其弟マッシュュー・ダベンポート、ヒル (Mashew Davenport Hill) はハーミングムの著名なレコルダーであつたが、氏は此原理を警句の形に直はして「感化が能力剝奪」(Reformation or Incapacitation) と爲した。而て其意味する所は、若し受刑者にして適當なる誘導作用の下に感化すること能はず依然社會の秩序と公安に對する危険分子たらんか、宜ろしく無期の刑に附す可しと云ふにある。(註二) 之は一八四六年のことである。同年レームのチベルトリ、ブユナルの開始に當つてボンヌビーヌ (Bonneville de Marsangny) は有名な假出獄論を爲して同一思想を案出辯護した。彼は準備的又は條件附放免

を定義して全刑期間の刑の執行と絶對的放免との間の一種の中間刑期であつて贖罪的苦痛に充分な期間の經過後改善せられたりと認む可き受刑者を、理由ある異議の生ずるとき再び刑務所に復歸せしむる權を留保して、假に放免する權であり、そうしてそは裁判官に附與せられたものであると言ふて居る。尙ほ氏は右は少年犯罪者の遭遇方法として既に佛法の認めて居る所であり、而も同時に成人に對しても亦適用し得べきものなることを特に指摘して居る。(註三)

(註一)

フレデリック・ヒル氏著『犯罪論』(Crime, 1838) の一五〇頁脚註に於て氏は刑務所を犯人が其不良習癖を治療せらるゝまで發致せらる可き一種の道德病院 (moral hospital) として使用する方法に關し論じて居る。これ「多年前 Law Magazine に現はれた、犯罪者處遇論 (Treatment of Criminals) なる其論文に於てエジンバラのシムプソン氏 (Simpson) が推舉した」と軌を一にするものである。

(註二)

刑法學派——余も亦それに屬するものであるが——は薄弱な根柢の上に立つて傳來の意見を棄てなかつたし、或は又幾世紀間の經驗の結果新原理が實驗上の良好な結果を生ずる事を論證された爲め遂に舊原理が失敗するに至つた迄新原理を求めようとはしなかつた。そうして又此の機智が出来得る限りの順を盡して了つた迄は其の傳來の意見を變へなかつたのである。借てそうなるも吾々が撰ぶ可きコースに如何なるものが残つて居るか余の見る所では二つしか無いと考へる。即ち第一に犯人の食慾と情慾とを挫かず又欲望を變へずに、犯人をして犯罪を行ふ能力なきに至らしむるが如く取扱ふか、第二に犯人をして感への代りに善への憤れに導き、そうして新しい希望に效果あらしむるが如く犯人の習癖を矯正することによつて犯人を改善せんとする取扱か此の二である。簡単に言へば「能力制奪か感化」の二といふことになるのである。但此等二個方法は威嚇刑の虚策的目的に比すれば著しく謙讓な主張であることは申す迄も無い。借て能力制奪は自由刑の場合の如く一時的に或は又死刑を科する場合の如く永久に犯人をして其犯罪を反覆累行することを豫防するに限られて居る。併し吾人は尙くまで死刑の味方でない以上結局能力制奪は犯人に對し感化行爲を行ふ機會を與へる爲め又は極く稀な場合として感化の爲めの凡ての努力

力に反抗する者を社會より除去する爲めのみ使用せらるべきものである」。——マッシュュー・ダベンポート・ヒルより代士アダリー氏に與へた書簡。

(註三)

一八四七年ボンヌ・ビュ氏は懲治監に對する補充制度論 (Ecrité des institutions complémentaires du régime pénitentiaire) なる一書を著して宥恕權、假出獄、監視、釋放者保護及復讐に付論じて居る。一八六四年氏は更に「刑法修正論」 De l'amélioration de la loi criminelle 二卷を著し其第二十章を假出獄論に捧けて居る、氏曰く少年犯罪者に對し斯の如き成功を以て適用せられたる原理を、成人受刑者に擴張せんとするに外ならぬと。尙氏は汝は眞に感化せられたりとの満足たる證據を與へ次第假出獄の下に試験せられる。斯の如く汝の刑期を短縮する機會は汝自身の手中に置かれて居る」と言ふて居る。又第二卷に於てはアイランド等級制及其優秀なる結果に満足を表して居る。

プロックウエー氏は他の多くのアメリカの學徒と同じく此原理を受け容れたのであるが、其孰れよりもより多く之を受け容れたのである。氏は此原理を確實にアメリカ

カの法律に織入れた。即ち第一に一八六八年ミチガン州に於て淫賣婦に適用された所謂三年法 (Three Year's Law) なるものゝ通過がそれである。此法律は三年を超えざる限度の不定期間彼等をデトロイト矯正院に收容する權限を附與したのであるが、其即時の結果として該市に於ける淫賣婦階級の一般的退去を來らしたのである。其結果一八七六年氏は初犯の少年犯罪者を紐育州刑法々典各本條に規定せられた長期の範圍内に於て不定期刑に處し之をエルマイラに送致することを規定した最初の成文法を立案した。次で氏は此行感化院の制度と統治の下に、不定期刑なる武器の補助によつて、不良市民より善良なる市民を作るに大いに其手腕を示したのである。これ氏が同制度運用の細目に於て其判斷を誤つた點あるに拘らず、犯人改良史上に氏の地位を定めた正義人道への微標的な奉仕である。

少年犯罪者に對する不定期刑の原理——大多數の場合長期を有するのであるが——は既に吾々凡ての熟知する

所である。減刑又は大赦令によつて、在所中の善良な行爲に對する報賞として刑の言渡時の現行法に違ひ實際の自由刑の期間が短縮せらるゝことも亦均しく吾人の熟知する所である。此等は一の經驗として所謂不定期刑採用の補助となつたのである。勿論眞の不定期刑は長期短期共に之を有せないのであるが、現在まで未だ何人も之を推擧する勇氣は無かつたのである。

註。上節説いた様に紐育州に於ては長期の制限は除去された。

これ余が注意した所である。理論上其除去はチャース・ハイキル得るし又恐らく理論を貫く上から言へば之が除去を要求すべきである。然し豫謀ある實際上の議論は次の如き理由の下に右の無論對に對し健全な主義を提唱し社會一般が其一般的且決定的採用に進み行く事を奨むるものである。即ち其理由とは第一假に長期にして充分高きときは何等長期の定めなき場合と同一目的を達し得るものである。従つて斯の如き行爲は不必要である第二、民衆、裁判所共に犯人の犯した犯罪の重大を顧慮することなくして受刑者を終身獄中に在らしむべき無制限の權力を——又は數人の手中に置くことを好まない。殊に其受刑者が初犯者たる少年の場合に於て特にそうである。第三、同制度の敵が

議つて以て定期刑への復帰運動を爲す反動の惧れがある。譯者——北米不定期刑論者の主張は大体以上に盡きて居る様である。尙不定期刑論及北米の感化監獄制度に對する歐洲學者の批判を批判したものとしては American Prison Association Proceedings, 1908, p. 13-52, European Criticism of the Indeterminate Sentence and of our Reformatory Met. h. in General. C. R. Henderson を参照せられたい。又不定期刑は如何なる種類の犯人に對して之を行ふ可きかに付ては大體フェルリ氏の犯人五分類中の慣習犯人に對し行ふ可きものとするのが定例の様である。

事實上エルマイラ、システムは不定期刑の下に點數制等級同並に假出獄制を組合せたものである。受刑者を數階級に區分し、一階級より他階級へと彼等を進級せしむるは一八二六年の法律によつてマツサチュエツツ州に於て規定せられた方法であり、多年同州々立刑務所に於て實施せられた所である。併しそは其外形上進級は之に相當する落級の權によつて何等相殺せられなかつたのであるし、又それは第三階級或は最高階級に至る權限の

階級を設けずして任意に刑の免除を行ふことが正當視せらる可き場合もある。要するに吾人の求むる所は各受刑者並に其團體の善行にあるので之を達成するもの即ち適當である。

譯者——點數制を最初に案出唱導したのは言ふ迄もなく英人 Captain Alexander Macnechie であつて Norfolk Island で實行した所である。然しマークスが英法に認められたのは Crofton がマ氏に倣つて之を愛蘭土で實行してからである。次に英國に於ける等級制を述べて見ると、最初英國等級制は Solitary imprisonment, labor in association 及び transportation の三 Stages に分れて居つたが後に此は廢止せられて transportation ticket-of-leave による放免と云ふことに變つたのである。即ち受刑者は第一の獨房拘禁時代には Manufactory の刑務所(男女の二 departments を有する)で服役し次に男受刑者は Mountjoy から Spike Island に移される。此處は第二の Stage であつて所謂累進制分類 (Progressive classification) になつて居る probation class, third, second, and first class 及び advanced class の五がある。處が Mountjoy で良好な記録を作つた者は此 probation class を飛ぶことが出来るので大多數の受刑者は第三階級に置かれ此處が六ヶ月間に各月九点又

経路でも無かつたのである。又點數制によつて定められた分類でも無かつたのである。此制度はマツサチュエツツの獨創的觀念であるか、オーストラリアから輸入したものであるかは確言することを得ないが要するに遂に廢止せられた所を見れば、そは満足を與へなかつたことは明かである。是すつかり忘れられて了つて居る。

點數制は受刑者の進級落級の依歸する記録を作る手段として有用ではあるが要素ではない。勿論點數は日常生活の三區分に付き與へらるべきであつて、即ち紀律に柔順なりや否やの點、勞作場其他に於ける作業及び教育に勉勵なりや否やの點に對して爲さる可きである。其數は學校に於ける點數と同様に純粹な細目事項であつて、最高點が三點であれ、五點であれ、十點であれ、殆んど問題ではない。同様に又一階級に於ける點數も情狀によつて差異あるべきで此累進制分類の不可欠の外形は受刑者の功過の基礎に立つて進級乃至落級せしむると云ふ點に存するのである。併し又落級者に對する効果の點より鑑みて

は全部で五十四點を繰いで第二階級に進級し、更に同一の點を繰いで第一階級へと進む。次に第一階級から advanced class へ進むのには右の二倍の點數を繰ねばならないので此 advanced class は假出獄と云ふことになつて居るのである。處が Crofton は更に此外に四の Stages を設け受刑者に假出獄を許容する以前に Tusk の intermediate prison で六月以上完全なる自由に接する準備教育を行ふことにしたのである。此 Tusk の intermediate prison に於ける成功は主として同所の教官 Organ の力によるものだと言はれて居る。尙ほ女受刑者は progressive classification の第二階級を Mountjoy の intermediate stage を Golden Bridge の Refuge prison のことになつて居た。但し Crofton が Irish Convict Prison の director を辭職した後は英政府は此 intermediate stage を廢止して了つた。

尙ほ此 progressive reformatory discipline なる觀念は Sir Evelyn Aylesbury: English Prison System p. 24. に據ると全然 English Origin を有するものであつて、重罪に對する transportation に代へ可き制度として Sir Joshua 及び共同體によつて發明された所であり、従つて歴史上此觀念の淵源を愛蘭土に求むるのは英國制度に無智な結果であると言はねばならない。

ヤニバルシンペ
イテエサソズリプ
告報業事回八十三百

左の一篇は本年一月七日夜合衆國ペンシルバニア州フキアラデルフキア市南二十丁目二七七番ホーリー・トリニテイ・チャーチに於て開催せられたるペンシルバニア・ブリズン・ソサイエテイ——かんごく改良兼業 (Prison Work) の卒先者 (一七八七年創立) にして世界的名聲を有てる——の第百三十八回例年集會席上に於て朗讀せられたる一九二四年度常務委員の報告書であります

一九二四年度に於ては常務委員 (Acting Committee) の會合は規則正しく行はれ、委員の前に現れた問題は熱心研究せられたのである。

立法 (Legislation) — 假出獄 (Parole)

ペンシルバニアのブリズンに對する二三の改良案が來るべき議會に有利なる注意を惹くだらうと望むのは決して理由のないことではない。吾人は此の數年間現在フキアラデルフキア市の中心にある東刑務所 (Eastern Penitentiary) を市から五十哩以内に數百エーカーの耕地を探んで其處へ移轉せしむべきことを主張して來たのである。此の移轉が完成せらるれば現在の刑務所に於ける殆んど堪ふべからざる人員の充溢を緩和することができ、且つ凡ての收容者 (Inmates) に職業を與へることもできるのである。近く數年來刑務所の位置選定 (Location) は所謂「農場處遇」 (Farm Treatment) と稱せらるゝ方法を取る傾向を有つて來たのである。此の計畫は已に經驗時代を遙かに過ぎて、今では新設せらるべき

き刑務所で周圍に廣大な地域を繞さぬものはないのである。一九一一年に西刑務所 (Western Penitentiary) の監督 (Inspectors) はセンタール郡に於ける大農場に新しい刑務所を設けることを命ぜられたのであるが、今は四百人の受刑者が茲の農場に收容されてゐるのである。此法律案の通過した後十四年間を経て尙ほ未だビッツバールの陰氣なブリズンから半分の受刑者も此のフワームに移送せられなかつたことは、州の政策として非難的となつたのである。此の忌むべき遷延は不幸にもコンネチカット及びインディアナ兩州で農村にブリズンを設ける場合に起つた事實と著しいコントラストをなしてゐるのである。コンネチカットでは此の刑務所設置の法律案が其年の六月に通過されて次年の六月には農場は已に行刑施設として其任務を果たしつゝあつたのである。當協會の理事はインディアナでかゝる農場が設立せらるべしとの法律案が通過した一年後にインディアナ州立刑務農場 (Indiana State Penal Farm) を視察したが其時に

は已に數百の受刑者は其處に收容せられて勞役に服してゐたのである。念の爲めに言つて置くがこの農場の設立は大部分受刑者の手で完成せられ得るものなのである。次に有罪犯人に對する刑の言渡に關する法律に二三の變更が施されたいものと思ふ。現行法では最短期 (Minimum) は最長刑 (Maximum) の半より多かるべからずといふことになつてゐて、此の量定は多くの判事には余りに低いと思はれてゐるのである。此の事は判事達には犯人の刑期を定むる彼等の權限を犯したものと見えるのである。吾人の信する所によれば此の判事の抗議は、特に此の刑の量定に適した資格を有つてゐる男女の市民より成る假出獄委員 (Board of Parole) の任命を規定する改正法律案の可決によつて大部分除かれ得ると思ふのである。吾人は繰返し重ねて、行狀佳良のために刑期を短縮する規定を設けた一八六一年の減刑規定 (一九〇一年修正せられたるもの) に判事の注意を喚んだのである。此の法律は一九〇九年不定期刑の規定 (Indeterm-

Inmate Sentence Law) が法典中に記された時に廢止せられて了つたのである。而して州の憲法に従つて可決された一九二三年の法律では二十年の刑を科せられた受刑者は十年の刑期經過後初めて假出獄を論ぜられ得る (Probable for Parole) ことになつたのである。而かも此の場合に於ける受刑者の釋放 (Release) は確定したものではないので、それは受刑者の在中所の行狀記録に依ること、特に立派な市民として社會に復歸することのできる歴然たる證據の有無に依るのである。猶ほ此の法律は受刑者が釋放せられた時は、假出獄掛 (Parole Offends) の監視の下に在らねばならないことを規定してゐる。一九〇九年以前減刑法の下に在つては二十年の刑に處せられた受刑者は、佳良なる行狀記録 (Prison Record) を有する場合には、十二年三ヶ月の刑期經過後何等の監視なく絶對に釋放されたのである。吾人は十二年三ヶ月の後に刑期二十年の受刑者を釋放する法律を非難する司法官あるを聞かないのである。此の法律は殆

んど半世紀開行はれてゐたもので、之を變更しようとする試みのあつたことを知らないものである。現在に於ては二十年囚が十年の終りに至つてパロールラフヒシアルの嚴重な監視の下に釋放され得るのであるが、司法官の一部には、かゝる法規は社會の福利を害するに至るものと主張して己まないものがあるのである。吾人の考ふる所では、何等の異議のなかつた古い減刑法規は、監視付きで釋放をする現在の法規よりもむしろ、一層異議を挾さむ余地が多いように思はれるのである。思慮ある假出獄委員 (Parole Board) の下に在りては、たとへ刑期が満ちても受刑者は輕々しく釋放されることが屢々あるのであつて、委員が受刑者の行狀記録並びに精神道徳上の素質祖立等凡ての事情から正しい市民として社會に復歸せしめても差支ないといふことを決定した時にのみ初めて部分的に自由を獲得するのである。決して輕忽に犯人を社會に放ちやるのではないのである。常習犯者又は累犯者は假出獄を受けた者よりもむしろ

刑期を終了した者の中に遙かに多く見出さるゝものである。受刑者が刑期を終了した時に、刑務官吏はたとへ其者の再び罪を犯すが、語を換へて言へば、受刑者の心の病が尙ほ未だ治癒されてゐないことが、殆んど確實だと思つた場合でも其受刑者を釋放してやることは往々有り得るのであるからである。

巡察及び接見

(Visitation)

今年の常務委員の報告は一九二二年七月一日東刑務所の管理の任に就いた當局の下に我が協會の視察員が種々の困難に遭遇したことに言及して



犯人護送用オートバイ
合衆國カリホルニヤ州の警察で使用してゐるものです

るが、現在に於ては吾人は、右の刑務所を視察する爲めに特に指名された協會の委員の一部に以前と同じ條件の下に視察が自由に許可されてゐることを言明し得るので

救濟事業の一般を述べると、それは刑務所から釋放された者のために職業を紹介し、且つ其者の賃金を得るまで扶助を與ふるのである。此年度には普通の年よりも請

びしないものもある。報告によるとこの東刑務所に於ける視察接見數は次の如くである。

視察回数	一三回
接見回数	一六六回
西刑務所に於ける接見回数	一六回

救濟

(Relief)

求者が多かつたが、相當資格のある請求者は救済されないものはなかつたと云つても差支ないのである。職業紹介に要した費用は此の目的のために費された昨年度の額よりも約二倍の多き上つてゐる。

カウンティ・プリズン(西刑務所)では釋放される者のリスト(人名表)を一ト月前に我が協會へ渡してくれた。で、協會の主事は釋放時に於ける彼等の要求を確める爲めに彼等と面談したのである。然しながら不幸にも此協會役員は渡された人員表中の只だ一部に對してのみより外には引受けることはできなかつたのである。世間一般景氣が好いとの印象を受けてゐるにも拘らず、失業のパーセンテージは過去數年と殆んど變りはなく、或は以上であるように見えるのである。刑務所から釋放された者は職業を求める場合には非常な不利益を有つてゐるのであつて、保證人を得ることは殆んど不可能である。二三の會社では嘗つて罪人であつた此等のものの僅かな數を引受けることを承諾したのである。然しながらかゝる好

かできるのである。

協會々長 (President)

エドワード・エム・ウキスター

協會理事 (Secretary)

アルバート・エチ・ポト

犯罪と産兒制限

(Delinquency and Family Limitation)

ローサンゼルス少年裁判所審判官

ドクター・ミリアム・ヴワン・ウオーターズ

何人も犯罪の研究を初めようとするものは必ずや其人の家族關係に溯らなければならない。犯人其者の研究だけでは統計上の方法の不足を來すものである。人を個人として較量し診断し解剖して、身體上並に精神上其者が眞個に一つの生きた實在となつた時ですら、他の人間に感應する一箇の人として其者を考慮するのぞなければ、調

意のある會社又は個人も我等の要求を満たすには足らないのである。

此の救済のために支出された實際の金額は決して我が協會の活動の十分な標準とはなつてゐないのである。物質上の扶助をなすために今年度に於て昨年度に比して二倍の金額を支出したことは、我等の事業が昨年度より一層多くの能率を上げた證據にはならないので、むしろ請求者の數が増したことを示してゐるもので、更に又我等の被保護者の窮乏の一層大きいことを示してゐるのである。然しながら支出の額は多かれ少なかれ、我等のドーナは決して閉ざされてはゐないのである。我等は職業を求むるもの、忠言を求むるもの、一時的扶助を求むるものその何れなるを問はず、常に胸襟を開いて接する (Home) ののである。此等の援助は基金の缺乏のために未だ嘗つて拒まれたことはないのである。我等はその釋放時に當つて援助を與へたことのある而して今では社會の尊敬を受けてゐる多くの有用な市民を數へ擧げること

查し得られたる一切の結果も何の甲斐もないものとなつて了るのである。

ロムプロゾーは犯罪人を心理學並に解剖學上から説明しようとした。最近智能考査によりて犯罪人の一切を説明しようとした試みる人々は、其者の智能と行爲との間に因果關係の存することを論證せんと努めてゐるのである。然しながら此等の凡ての形而下の研究方法は何故に或人が犯罪人となるかの理由を吾人に語ることは出来ないのである。ヘリー判事は調査家中犯罪に關して情緒の重要な要素であることを指摘した最初の人であつた。シカゴ少年裁判所及びチャツチ・ペーカー・フワウンデーション(ペーカー判事財團)に於ける彼の研究によつて犯罪人なるものは複雑を極めた社會的感化の中に生息する感受性を有つた一箇の人間であるといふ根本觀念が分明になつたのである。

犯罪人といふものは肉體又は精神の上からばかりでは十分に説明し切れるものではないのである。犯罪人とい

ふものは微細な限り知られない無数の社会的の反作用の副産物である。精神の薄弱な、尙儂の、微毒性の少年も有用な仕事に就いて、簡単な社会上的規約を守つて行けるし、之に反して健康な活潑な才能の豊かな人も強盗を働いたり、政治上の財産犯を行つたりするのである。これは其人一箇の天稟の性に基くのではなく、感情と人格と社会的経験の相互作用によるのである。

箇人といふものは自分で作り上げるよりも社会によつて作り上げられることが多い。人の行爲を理解するには其人が最も親しく接觸してゐた社会団体内に経験しつゝあつた所のものを知り、必要がある。一箇の人を知るためには、最も根強い興味を以て其人が如何なる団体——家族か、學校か、寺院か、俱樂部か、イブニングか、その何れにか屬してゐたかを知るのが重要事であると説いたのはエドワード・リンドマンであつた。

少年にとつては家族が、生命のある、愉快と安全とを與へる。自己表現に適した、最も恰好な場所であるべき

犯 罪 と 産 兒 制 限

子がデリンケント(犯罪少年)になるのは、両親が余りに自分の野心とか、商賣とかに耽り過ぎて眞箇に子供に興味を有つ暇がないためである。その両親が子供を氣儘勝手な手に入れてくのは、子供を愛するからではなく、此方法が一番簡單で手数がかゝらないからである。眞に人の親たらんとする心、即ち子の幸福を希ふ強い欲望と、子の生長する人格に對する尊敬とは未だ嘗て彼等の念頭にはなかつたのである。かくして亦大家族に生れた欲しくもない子供がデリンケントになるのである。こういふ家族では母は其の子供の身體の事を除いては一箇の人としての子供に母性としての何等の慈愛をも加へる余裕がないのである。此の事は特に大家族の女兒について眞實だと云へるのである。

マリオン・ケンオーシー女史はデリンケント・ガールズ(不良少女)について目覺しい研究をしてゐるが、其中で不調和な家庭生活が女兒をして野合に走らしむることを説いてゐる。女史は曰ふ。

である。若し兒童にして此等の正當な満足を自分の家庭で獲ることができなければ、彼は永久に街頭に迷ひやられるのである。若し又彼が一人ぼつちにして置かれるれば過度の空想に耽けつたり、卑屈に流れたり、短氣となつたり果ては虚言を吐き盗みを覺へ、家出をしたり、放火をするようなことになるのである。適當な両親の監督が欠けてゐるから少年の犯罪が起るのであるといふ非難は屢々聞く處である。講壇からも新聞からも両親は訓練を一層嚴重にして親権を確立すべきであると忠告されてゐる。然しこれ等の忠告は如何に悲しむべきであるか!! それは中心點を捉へ損なつてゐるのである。少年の犯罪は深い苦痛の徴候なのである。罪を犯した少年に盲目な無智な暴力を加へるのは大人の殘忍性を示すに過ぎないもので、愚を極めたことゝ云はなければならぬ。

犯罪少年は往々にして欲しくなく子供 (Unwanted Children) であつふことが事實に示されてゐるのである。醫澤に育つた、甘やかされた、此ひ過ぎた一人ッ

『例へば多くの女の子のあるフワミリー(家族)に一人の女兒が生れると假定します。此の子の記憶には一番上の姉さんが一番目をかけられ、服装も一番華美で、娛樂に接する機會も一番余計に與られるように見え、次の姉さん達も両親の本能的要求から自分よりは余計に可愛がられてゐるように見えるのである。こういふ子は直ぐに自分は他の子供の如くに親に欲しがられてゐるのではないのだと考へるようになるのである。彼女は暗に怨を含むようになつて、家庭外に家庭内に得られなかつたものゝつぐないを得る機會を求むるやうになるのである。家庭に於て不當な地位を與へられたと想像する少女が其のつぐないを見出す決心で混亂した性的生活に入るのは全くかゝる場合に基くのである』と。

かゝる事件は幾箇となく少年裁判所に現れるのである。育ち盛りの十三四才の少女で大家族の余計者とされ「ゐるものが、數知れぬ其場限りの「ラブ・アツフェイヤ(情事)」の中に束の間の樂しみを求めるのである。両親

は彼等に對しては何の心組も有つてゐないのである。此の少女達は家族形成の計畫中には充分な場所を占めてゐないのである。アンウォンテッド・チルドレン(要らない子供)は常にデリンケントとなる可能性を有つてゐるのである。何の計畫もなくむちやくちやに家庭を作れば其の結果は、計畫されなかつた、欲しくない子供の出生となる。此の子供が我等の裁判所や矯正院(Correctional Institutions)を通過する男女犯罪少年(Delinquent boys and girls)の大部分を形作るのである。暴行加害、財物破壊、窃取の如き一層重大な犯罪を行ふ犯罪少年の箇々の場合について考ふるに、往々にして凡ての權威に對する反抗疑惑の感情が根本に横はつてゐることを見出すのである。かゝる少年の背景となつてゐる家庭關係を見ると殆んど常に憎惡と疑惑と恐怖とに満ちてゐるのである。両親は毫も和合してゐない。子供は自分達をくだらないもので余計なものと感じてゐる。この少年が成人して自己防衛のあらゆる方法をとリ、社會に於て横

word)から來るけしからぬ語の多くを絶滅することが出来るのである。

産兒制限運動の一部門として、確たる方案を有つた結婚と慎重な決意に因る産兒との奨勵より、犯罪防止にとつて重要な意義を有つてゐるものはないのである。どうしたら家族ができるか、その形成の觀念は極めて夙くから男女少年に訓へらるべきである。欲しいから子供が生まれたのであること、子供は準備されてあらねばならないこと、子供等は家庭の中に充分な場所と庇護とを要求してゐるものであること、營養と、慈愛と、訓練と教育と、更らに宗教上の並びに社會的な指導が必要であること、一言に約すれば、ダグラス・トムの曰つたように、「親となることは此の地上で一番大きな仕事である」といふこと——家族に關する如上の自由な濶大な見解は犯罪率を低下し、廢物となる兒童の驚くべき率を阻止することができる筈である。

少年犯罪防止に關しては萬能薬はない、レディ・メイ

に車を推さうとするのは無理もないことである。近代の化學的な「パース・コントロール」(産兒制限)の運動が此等の不幸な兩親達に告ぐべき或るものを有つてゐるのは確かなことである。固より問題が錯雜してゐることは言ふまでもないが、然し多くの家庭の破壊の底には欲しくない子供がゐるといふことは明かである。

「パース・コントロール」には少年裁判所と關聯した他の一面がある。即ち危険な申しむべき「智識」(Int-ornation)の傳播である。少年少女は今日は大人の「相談相手」(“Counselors”)には事欠かない——不埒な老婆、藥種屋の番頭、山師醫者など非常に危険な方法をすゝめるのである。産兒制限を職業的な山師や特許賣藥の販賣者に委ねて置くとなれば醫師たるものゝ責任は甚だ重大であると言はなければならぬ。若し「パース・コントロール」が資格ある看護婦とソーシアル・ワーカー(社會事業家)とを備へて命名ある醫師の指導の下に行はれたならば、毒性な淫猥な文學や、魔窟(“Darker

ド(出來合)のプログラムはない。然しながら「パース・コントロール」の運動はその深い情緒上の並びに社會的な價值とを失はなければ、明かに正しい方向への一進歩だと言へるのである。

(K. N.)

(この一篇は四月上旬ニニューヨークに開催せられた産兒制限の國際會議に提出せられたる論文である。)
(The Survey May 15, 1925.)

外壁のない
かんばん

近頃合衆國ペンシルバニア州ピッツ、パー市のウエスタイン・ベニテンシアリー(西刑務所)では、州の刑務委員の要求で、新典獄(Warden)スタンレー・アッシュユ氏の賛同する所となつて、同市の釋放者保護會ザ・パーティ

ング・ラブ・ザ・ウエイス（岐れ道）・ホームの監督なるロ
、エチ・マックブライド氏は一千の收容者に對してかん
ごく改良（Prison Reform）に關する一場の演説を試み
たのである。それは受刑者處遇改善に基いた演説の刑務
所内で頻りに行はるゝ今日でも珍らしい程のものであ
つた。次に其の要節を抜萃する。

『外壁のないかんごくを有つようになる日が近きつゝ
あるのである』と、免囚保護事業を管理してゐるマックブ
ライド氏は先づ喝破して、氏はつゞける。

『行刑施設（Penal Institutions）の状態の改善進歩
は過去に於ては他の社會の部面に於ける進歩とは歩調を
共にすることはできなかつたのである。然しながら最近
二十年來已に此等の施設に於ける種々の條件は改良せら
るゝに至り將來益々改良の歩武を早めることと思ふ。現
在よりも一層慈ある處遇を施さんとするのは凡ての犯
罪學者並びに典獄の望み所で、已に現在受刑者は昔時に
於けるよりも良好なる處遇と利便とを刑務所に於て享受

無辜の妻子に所以なき困窮を免れしめ、且つ受刑者をし
て精神的にも經濟上にも釋放後の前途に處し易からしめ
るの道である。現在の状態の下に在つては受刑者は釋放
に際しては家なく錢なく、友もなく職もなく、偏へに他
の慈善に依るの外はないのである。入所中はその家族も
慈善家の施與に頼つてゐるのである。受刑者が彼の勞働
に對して賃金を支拂はるべき行刑制度の樹立がかかる悲
しむべき状態を除去するの日は前途遼遠と云はなければ
ならぬ。』

最後に再び外壁のいなかんに説き及して氏は看守
（Guards）なく銃器（Guns）なく外壁（Walls）なきブ
リズンが實現さるゝの日は吾人の期待してゐるよりも速
かに來るであらうと曰ふ。現在に於てさへもアメリカの
州の多くは已に名譽制の下に在るロード・キャンプ（Ho-
nour Road Camp）——道路工事のためのテント張り野
外監）や農場監（Honour Prison Farm）を有つてゐ
るのである。彼は曰ふ、『それは決して過激な試みではな

しつゝあるのである。徐々ではあるが確實に凡てのリ
ズンは行刑施設（Penal Institution）でなく矯正施設
（Correctional Institutions）となる日が來るであらう』
マックブライド氏は農場監（Prison Farm）の制度を稱
讃して、外壁のないかんごくを將來する端緒であると述
へて、名譽制（Honour System）は犯罪のために刑務所に
拘禁された社會からの捨てられ者を眞の人間となしつゝ
あるのである』と曰つた。

『身體は Look up（押し込める）することはできる
が、腦髓はそうはいかないのである』と曰つて氏は受
刑者の精神と身體とが有用に使役せらるゝために彼等に
有用な仕事を與へるべきを説いた。『此の事は單に彼等の
精神をして徒らに空虚ならしめざるのみならず、亦た實
に身體を健かならしむる唯一の法である。』

『プリズンに於ける受刑者と同時に壁外に在る家族の
境遇を改善すべき他の方策は、有用なる勞作に對して相
當なる賃金を支拂ふことである。これは實に憐れむべき
と思ふ。何んなればそれは徐々に發達して來たもの
で、當然の事として行刑施設（Penal Institutions）が
矯正施設（Correctional Institutions）となることを欲
してゐる民衆の希望になつてゐる。私はかんごく改良
に於て一層情けある處遇（Humane Treatment）が經
語となるべき更に新しき日の近きつゝあることを喜ぶも
のである』と。

（Prison Journal, April 1925.）

： No management is scientific which forgets the
man inside the workman. — Stanley Fawcett.

「労働者」の内部に「人」のあることを忘れる經營
方法は決して科學的といふことはできぬ」

（英國首相ボールドウインの演説中の語）

少年刑務教育の施設を如何にすべきか

西山 博 我

西山 博 我

少年刑務教育は如何なる方針の下に施設を立て、如何なる方法に依て教授訓練をなせば理想に近きものとなるであらうか。此の教育は一般教育其者とは環境に於ても被教育者に在つても其の趣を異にするがため従つて施設上にも教授訓練上にも種々の困難なる事情が纏綿して居るので、此の教育には特殊の施設と方法とを案出して進まねばならぬ。社會の別天地に於て缺陷者の精神を訓練して社會生活を営むに必須なる知識技能を養成し、良民に化すべき難教育である。斯様な教育は如何なる施設方法に基くのが最善の劃策なるかは現下の緊要問題であらねばならぬ。刑務教育は行刑上其の教授訓練養護の區別劃然として、教授方面は、教務、訓練方面は戒護、作業、養護方面は醫務に屬するがために本教育には一定の

主義方針を確立して教務、戒護作業醫務相互連絡統一協力に俟たねばならぬ。されば其の教授當面者たる教師の教授施設計劃上發生し來る困難なる事情とは何であらうか、

- 一、被教育者 被教育者は浮浪生活を續け來りし懶惰放縱に馴致せる粗放不規の徒にして品性亦無下に卑しく拗けて居る受刑者なれば、戒護を離れては教育を施す術なく、従つて其の戒護との關係密接なれば之を考慮して施設上の計劃を立てねばならぬ。
- 二、作業との關係 刑務教育施設には、作業上の關係を無視することが出來ない。されば戒護及作業の關係上一工場收容者を同時に教授する方法を執らねばならぬ、而して其工場人員と教場との關係を考察して一組若くは數組に分つて學級を編制せねばならぬ、依つて其の中には刑期長きものあり、短きものあり學力程度も種々不同である。之れ亦學級組織上困難なる事情である。
- 三、教育期間の不定 斯くして編制されたる學級に

は、收容者の刑期に長短あるがために不時の釋放者あり新入者あつて絶へず一方より入れて一方より出だす状態である、其の上作業との關係上甲組より乙組或は乙組より丙組と異動頻繁にして學級人員の異動に絶間なければ、同一課程の下に教育の進度を定むることは不可能なる事情あり、其他臨時に發作する種々の事情をも豫期し置かねばならぬ。

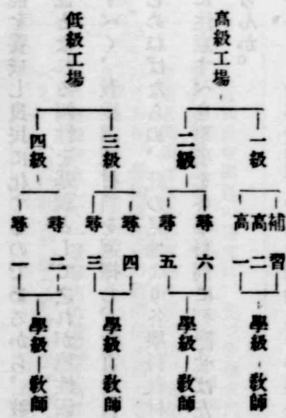
四、豫習復習 自學自習の習慣を作り向學心を養成せんとするも、彼等に許されたる自習時間は僅少且つ自學に必要な方便物及學用品に制限あつて學事の獎勵には困難がある、其他學用品の配給等幾多の事情もあるのである。如上の事情複雑なる教育に在つては其施設及教授に關する研究問題は多々ありと雖も、目下の研究問題として工場收容別と學級との關係、教授教材選擇整理であらうと思ふ。

一、工場收容別と學級の關係

本教育上學級の土臺をなすものは工場收容別である。

工場收容別が教育的なるか否やに依つて教育の運命が限定さるゝのである。故に刑務教育に於ては學級編制法は末の問題で工場收容別が基本問題であらねばならぬ。工場收容別と學級とは二而不二の關係を保つもの故、教育施設上教育的工場收容別に留意劃策せねばならぬ。工場收容別は素より收容者の多寡と作業の種類とに依つて異にせねばならぬが、之れが收容に當つて教授訓練方面を熟慮し以て收容せねばならぬ。

左の圖表は作業及戒護上より割出 教授訓練方面より見たる工場收容別と學級の關係表であつて、一定の收容者を學力程度別に高級工場低級工場に分ち其一工場の收容者を同時に教授する方法である。



本表は收容者四百餘を四工場に收容し八學級に分ち教師四名担任教授する場合の一例で、收容者の増減に應じて本表を適用し得べきものと思ふのである。而して本表に依る時は同一教師は他の工場を教授する場合にも同一程度の學級を受持ことを得べきがために、教授訓練上にも個性考察上にも多大の便益あるのみならず、一學級中に心意發達程度、近似者を教授し得るを以て、教材は能く個性に適應せしめ教授訓練を適切に有効ならしめ、教育力を徹底せしめ得るものと思ふ。

二、教材選擇整理

教材選擇方針であるが現下少年刑務教育上受刑者に適應する教科書なきを以て、現行小學校用教科書中より適當なる教材を取捨選擇して教授訓練を行ひつゝあるは亦止むを得ざるである。而して其教材の選擇は如何なる主義方針の下に取扱ふべきかは緊要問題であらねばならぬ。刑務教育なるものは特殊の個性と缺陷とを有する者の品性を陶冶し、眞摯の生活を營むに必須なる知識技

中より國民道德、偉人の事蹟、國体に關するもの、社會事業、理科に關する事項、農土商業に關するもの、地理、衛生、經濟、教育其他日常生活に必須なる事項を選び、之れを教授教材とし、季節と他教科との連絡を圖り、配當表を作製し、其他の事項は自修教材として取扱いたいのである。

算術 本科も亦た國語科と同じく基礎的學科として計算の習熟と日常生活に必須なる知識を與ふることに留意するは勿論なるも、特に品性陶冶思考能力練磨を重要視し、修身と相俟つて訓練を實際に有効に導き惡習惡癖の矯正に努め、又筆珠併用として筆算に於ては普通の加減乗除、四則應用問題小數、分數度量衡、歩合算とし問題は主として實用を重じ、暗算の練習と共に驗算概算を行ふ習慣を養ふべく、珠算には速算を加へて練習したいのである。

國史 修身と關連せしめ中心學科として教材を吟味し國民的志操の涵養に努め、忠君愛國に關係深きもの、模

能を養成し良民に化するのであるから、彼等一般の通用性となれる個性を基調として之れが徳性涵養の方法を講ずべく、教授訓練材料を選択し、教育の目的に適切ならしめねばならぬ、此の見地より各學科教材選擇整理上特に注意すべき事項を各學科別に列記せば左の如きものならんか。

修身 少年受刑者の品性陶冶上中心學科として其教材選擇上受刑者の個性に對應して教育勸語に基き勤勉、儉約、進取、忍耐、自立自營、規律、誠實、同情、沈勇、禮儀、忠孝、公德、反省改心、改過遷善、忠君愛國、衛生、法令の尊重、共存共榮、等の徳目を以て精神陶冶教材とし、訓練要目は其の精神陶冶教材に關連せしめ、實踐指導と相俟つて徳性涵養に資し、之れが長期者と短期者とに適合せしめ且つ他教科との連絡關係を考慮して教材を整理したい。

國語 本教育上基礎的學科として智能練磨上有力なる學科なるゆゑ、教材の取捨選擇には特に留意し、教科書範的人物の事蹟に關する材料を基本として選擇し、以て教授教材とし、教材の前後の連絡及因果關係に意を用ひ、其他を自修教材として整理したいのである。

地理 本教育上實科教材として國勢の大要を把握せしむると共に、産業交通貿易相互の關係を明確にし實際生活に必須なる知識を得せしめ、且つ山川風土の美を悟らしめ、愛國の念と審美の情を養成すべく努め、外國地理に於ては我國を中心として相互關係を保つべく、教材の選擇整理に努めたいのである。

近代社會問題の研究は、先づ勞働者問題より始め又其の經濟問題より始める可きものである。而かも勞働者問題は根本的意義に於ては、文化問題であるのである。勞働者階級の經濟的生活の改善は、夫れ自身に於てよりは、勞働者階級の精神的生活の發達の必要條件として一層重大な意義を有するものと考へる。(現代社會問題の社會學的考察より)

雜 錄

刑政から觀た阿古屋琴責

重忠のメンタルテスト

江南生

- (一)はし書、(二)遊君阿古耶、(三)所謂琴責、
- (四)重忠の豫審免訴決定書

(一)はし書

坂浦宛軍記と云ふより「阿古耶の琴責め」と云へば知らぬ人はなほど世間に傳へられてゐる此の軍記は壽永年間今より七百四十年の昔源平の戦ひより創作せられたものであることば云ふ迄も

に思ひ轉に行ふ、故に虞舜の居は三年にして都を成し、仲尼の取は赤月自ら治る、今此時も武將の中興、源の朝臣頼朝……治國平天下の功名古今に秀へ未だ家に先難なき大納言の太將など、大説書に書いてある。天下に號令する威力は今の大匠の比である、故に本文の檢舉事件も今日の新聞にある首相暗殺事件の類でなく、更に神話の意味も加はつてより以上の凄みなものであつたと想像する。こうした大事件に於ける檢舉を所謂琴責めの、琴や三絃胡弓の音色により、最も嫌疑の濃厚な阿古耶を釋放したのは如何に大膽なる處置ではあるまいか。

(二)遊君阿古耶 秩父の郎等榛澤六郎成清、被告

人を押送して六波羅より立歸り、御所の御門に凶人亂籠をおろす旗を上げて引出すは別人ならぬ阿古耶である。はでな言葉であるが原文によると。

妻は伊達のうちかけ橘、や轉めの繩引きかへて、縫の模様糸結、小棧取る手も儼なれど胸はほどけぬ思ひの色、形は派手に氣は萎れ、筒に活けたる牡丹花の水上げかぬる風情なり、六郎御前に出て仰に任せ繩をゆるし、襟々に窺め尋ね候へ共、何分景清が行衛存せぬとばかり、外に出す口も是無き故石しつれて候へ、これによると阿古耶は遊女のまゝの

ない。刑政に參考となるべき箇所を抜きとり現代の思想を加へるもすると單調に流れ易い我々の頭に幾分なりとも情味を熨ふことが出来れば幸ひである。

軍記の内容は當時平家第一の勇者たる源七兵衛景清が八島壇浦の戦ひより、行衛知れず逃亡した、故に頼朝より捜査檢舉の命降り景清の妻たる、五條坂の遊君阿古耶を取調べ捜査の機構を得んとするのが骨子である。登場人物の主なる者は、景清、阿古耶、司法事務に従事する秩父庄司次郎重忠、同役岩永左衛門致遠、下役榛澤六郎成清、就中参考たるべきは司法係たる此の三名の言論であることは申すまでもない、先づ軍記によると。

水清き瀬川御所(京都)當時鎌倉の(頼朝)殿命に従ひ秩父庄司次郎重忠禁裏守護の代官として、兼ねては民の公事裁判(判事)検事を兼ねたる役目)私のはからひなく、清に曇らぬ十寸鏡、智仁の勇とかいやりり。全席に相並ぶ岩永左衛門致遠南部東大寺の建立より、直隸都に押し留り重忠の助役と號し、悪七兵衛景清が所在をさがす邪智倭奸、表は忠義に見せかけて己が遺恨をさしはさむ、心の底の二股竹虎の鬚を着る狐とは、きよろつく面にあらはれたり。

これによると重忠と致遠との、物は音が聞いても雲漢の差がある。當時頼朝の勢力を想像するに頼朝將軍としてののみならず、政治方面に於ても間然する處かく同軍記に、背に起き叩いて食し夜

妾である。

披露半ばに岩永左衛門は早や立ち出で、ヤア不念なり榛澤科人に繩もかけテ拷問に勞れたる氣色も見へぬが、扱ては御邊が今日の拷門生あまね繰くやられたな、明日は拙者が受取りさう、家來任せにもなるまい。自身の手並見せ付け景清が所在をばさかして見せう例の思慮の足らざる官僚式、重忠は猛る岩永をおし靜め、阿古耶に向ひさして白状せぬとな、さりながらそれも無理とは思はぬ。義理と情を表に立つくが遊君の憤ひ、如何に責めらるゝが辛いとて馴染を重ねた夫の行衛、つい應とも明されまい、さなきだに流れを立つる女は誠なき者と一むきに心得し輩もあれは、それらが譏りもつたてく思ひ又同じ憂き節を動める友朋の顔汚し、などと思ふてのことならんが、有りやうに白状すれば恭なくも鎌倉殿の御意を安し奉り、天晴れの御奉公、萬人の譏りを受けても君一人の心に叶はゞ其身の冥加が悪しかるまじ、死肉を能く辨へて

斯ふした訊問振には阿古耶の體は驚けるやうな思ひがしたであらう。先づ先へ被疑者の人となり同情し物ゆかに理を盡し情をこめ、しかも押れしめず言葉の上品にして氣高く「それ等（同輩）か譏りもうたてく思ひ」などは全く美にして威のある言葉である。阿古耶は何んと返事をしたかといふに。

さてもきびしい態度……今日の世に我が折れた勤めの心の心を納んで忝ないおつしやりやう、景清殿の行衛を知つてさへ居らなら、お心にほだされて、ついばん云ふてのけうが、何を云ふても知らぬが眞實、それとも疑ひはれずばハテ何時迄も買められうはい、責めらるゝが勤めのかはり、お前分も精出してお責めなさるが身のお勤め、勤めと云ふ字に二つはない、ピンと口返事をしたものだ。阿古耶になりても其の子眞實知らないものであるから不遜な返し言葉も出る筈、之を側から聞いたのが例の岩永

ヤアベリ〜とはつしやいだ願骨、是非白狀をせぬに於ては、此の間の傍問に品をかへて憂き目を見するぞ、聞けばうぬは腹胎とな、よい〜屹度思ひ付いた腹の子の有るかざかの格、袖襖にしてくれう、

の舞臺は白州に於ける傍問の場面。

(三)所謂琴責 重忠、阿古耶傍問の責め道具は某かねて拵へ置きたり……持ち出す責め道具は、曰く

たま琴、曰く三絃、曰く胡弓、何んと不思議な道具ではあるまいか、例の岩永は恠としてうろ〜するも無理もない、芝居でやると重忠は白洲の上り端に片膝立て刀を杖に頷を持たせ岩永殿もお聞きあれと琴責の訊問がはじまる。ヤア阿古耶琴を弾け、弾かねば景清が所在を言ひ明す所存か、

阿古耶は言葉もしげき重忠の心の底は知らねども、是非なく對ふつま琴の糸も心も亂るゝばかり、聲も枯野の船ならで、かひなき調べかきならし、影と云ふも月の縁、清しと云ふも月の縁、かげ清き名のみにて映せと袖に祈らうと諷し歌ふ。重忠更に語をつぎ景清と關係を生ぜし原因に付訊問する、如何なる事の縁により……

平家の御代と時めく春馴れにし人は山島の、尾張の國より、景清は尾張の國より響音を信仰し日參せしもの永々しき野山を越へて清水へ、日毎〜の徒詣て、互に顔を見知り合ひ……功徳は深い響音……終りなければり

と威かけた、人の感情は妙なもので押付様とすると反撥せんとする傾向がある。右と云へは左と云ひたがる此れは吾人の通有性である、凡ての權利を剝奪された拘禁生活者でも、こちらが〜威し付ると反對して敵對行爲に出づることは稀でない。

そうした人情にもれぬ遊君の阿古耶へ、……、と嘲笑「そんな事が怖がつて苦界が片時ならうかいな、同じ様に並んで殿様顔してござれども行きかたは雪と塵、重忠様の計ひとて榛澤様の日々の詮議もかけず責もなく、六波羅の松蔭にて物ひそかに葬理すくめ、さま〜と勞りてサア景清が行衛を問はれた時の其の苦しさ、水責火責は堪へらうか情と義理とに拉がれては此の骨々も碎くる思ひ、殺して呉れ。

と岩永に反抗した。重忠は先づ〜と岩永を静め例の沈着と濃厚な態度で所謂琴責の幕になる。

琴責に表現された重忠は立派な心理學者であると思ふ、今日の言葉で云ふとメンタルテストの大敵である。元來傍問の心理は肉體的の痛苦を與へ恐怖心下に犯罪事實の自白を強要するものであるが故に、苦痛を免れんとして事實にもなき嘘言を申立つることが屢々ある。今日の加事訴訟法では傍問は嚴禁せられ自由心證主義即ち重忠式である次

めもない、味な戀路と楽しみし、阿古耶の秋の風立つて、須藤や明日の浦舟に、清きぬれ行く縁の切れめ、思ひ出すも宿の赤ア、疎し。

さもありな、情の道、聞き届けしが詮議は済まぬ、此の上は三絃をひけ、此方の尋ねる仔細を聞かぬ内は何時まじも。

どつなることか知らねとも、思ひ込んだる操の糸、……心の天柱引きしめて、「翠帳紅間に枕並ぶる床の内、朝れし糸の夜すがらも、四門の跡夢もなし、さるにても我つまの秋よりさきにならずと、あだし詞の人心、其方の空よと眺むれど、それぞと問ひし人もなし」(なかく〜) 藝に達せしとみへる。

時に取つての一興ながら分疏は暗い〜、西海の合戦に命を遁れ都に折々紛れ入る景清其方は度々逢ふがな、それ胡弓すれ

「吉野龍田の花紅葉、更科越路の月雪も、夢と覺めては跡もなし、あだし野の舞鳥邊野の、烟はたゆる時しなき、是が浮世の誠なる」これで所謂琴責は終る、重忠は如何に心證を得たもの

か阿古耶が拷問只今限り、景清が行衛知らぬと云ふに偽りなきことを見届けたり、岩永が呑み込まぬ、不埒々々と云ふ言葉に耳もかさず頼朝の命による天下の大事件の嫌疑者を釋放してしまつたのである。拷問の用に供せし琴や三妙胡弓はメンタルテストの機械であつた。

(四)重忠の豫審免訴の決定書 岩永の不埒／＼の言葉に與へた疏明である。今で云へば豫審免訴の決定書にあたる。

鼓は五聲(註二)に通ぜずと雖、糸竹の調べは五音四聲(註二)に能く通じ直きを以て調子(註三)とす、曲り偽る心を以て此の曲をなせる時は、其の音色亂れ狂ふ、就中此の琴音あるもの、司として人の心を正ふし、邪を禁しむ、こゝを以て重忠が女の心を引き見る拷問、十三の糸筋に縛り絡めて琴柱にくゞめ、科の品々一より十まで問ひ吟する曲事とは申されまじ、琴の形を堅に見れば漲り落つる瀧の水其の水をくれる心の水責め、三絃の二上りに氣を釣り上げる天秤責め、品を換へ責むれども亂るゝ

音締もなく、調子も時も相の手の、秘曲を盡す一節に、彼が誠はあらわれて、知らぬことは知らぬに立つ、調べを糺し聞き取つたる詮議の落着……………

(註一)五聲一昔しの音楽の五ツの音色、五音とも云ふ、即ち宮、商、角、徵、羽、又は喉音、齒音、牙音、舌音、唇音、我國の母音に相當するものなりと思ふ、
(註二)五音、四聲一昔しの五音とは五聲に同じ、四聲とは漢詩を作るとき用ゆる平聲、上聲、去聲、入聲、のこと
(註三)調子一昔しの音楽が高く、或は低く、或は軟かく、或は平かに、或は飛びはねるやうに、或は滑かに或は勇ましく、或は流るゝ如く、……旋律。

重忠は音楽が物語る所の事實又は内容を想像發見してこの決定を得たのである。今日の言葉で云へば阿古耶の奏でるロマンズ(華想曲Romance)により、感情の調子をはかり偽りなき誠意ある供述と認めたと私は推斷する。



刑務所に於ける

銀婚式奉祝状況

聖上皇后兩陛下の銀婚式が舉行された五月十日には全國刑務所に於て奉祝の式を擧げ、受刑者に活動寫眞を觀覽せしめ、レコード音楽を聴かしめ、又名士を聘して講演を聴かしめる等諸種の催をなして奉祝の意を表した、その詳細は左の如くである。

したるに一同大いに感激した。「竹の園生」恭儉己れを持す」なる教育映画を選定觀覽せしむ。

懲罰者四人の内二人は之を免除し、他の二人は當日執行を停止す

【小菅】君が代、羽衣、臺灣入の講を聴かしめたるに嗚呼の聲頰りに聞へ、一同感奮の情著しく顯著なる効果あり

【前橋】君が代、羽衣、臺灣入の講を聴かしめた。

【静岡】所長司會のもとに一同起立萬歳を三唱し、最敬禮の裡に奉祝の意を表す師範學校長奥平豊治氏を聘し、兩陛下の御賢徳を頌へ建國の大本を明にし、天壤無窮の皇運を扶翼し奉るべき旨斷言をな

【長野】所長司會の下に君が代を合唱し最敬禮の裡に奉祝の意を表す。長野中學校長若親道隆氏を聘し通俗的講話を聴かしむ、指定レコード新種を選びて之を聴かしめ、又皇國の爲に、親心、外二映画を映寫觀覽せしめた。

体操、徒歩競争、デットボール、綱引等を行つたに白の餅二門食菜の増給を行ふ

【京都】所長司會萬歳奉唱、最敬禮の裡に奉祝の意を表し當日假釋放を執行す。京都女子専門學校講師文學士朝倉瑞瑞氏の建國の大本より皇室の仁慈を稱へたる講演あり

皇后陛下本願寺行啓、本光坊、命の燈の映画を觀覽せしめた。

【神戸】所長司會君が代合唱し、一同起立萬歳を奉唱し、最敬禮をなし、奉祝の意を表す。

東極樂寺住職小林義道氏を聘し、兩陛下の御賢徳を頌へ、立國の大本を明にしたる講演をなした。

君が代のレコードを聴かしめ、耶馬溪の實寫、外二映画を映寫す。

赤飯、薩摩汁、汁粉、生食を與ふ。

【奈良】假釋放を言渡す。興福寺貫主代理佐伯良謙氏を聘し、建國の由來國体の精華萬世一系の皇統等に付き講演す。

受罰中の五名を免除し、一般收存者と行動を共にす、團體遊戯、劇引、旗取競争等を行つた。

餅と豚肉菜を増給す。

【滋賀】 所長司會祝賀の赤説を表すべき旨訓諭し、起立最敬禮、兩陛下の萬歳を唱へ、皇室の天壤海窮を祈念せしむ大谷派本願寺柏原祐義氏を聘す、同氏は兩陛下の御聖徳を頌へ、純眞の道に進み、尊應に奉答せざるべからざる旨を講演す。君が代、銀婚式奉祝唱歌、長久の春等のレコードを聴かしむ。

紅白の餅、特別の食菜を與ふ。

【徳島】 君が代、長久の春、六段、外七種のレコードを聴かしめ、又巡回映画の外務政官殿下御執監香川縣下大演習映画二巻を觀覽せしめた。

【三重】 一同入浴せしめ、敬禮堂に於て東面して起立最敬禮の後國歌を唱和し、兩陛下の萬歳を奉唱せしむ。文學士藤原貞亮氏を聘し、通譯の趣旨に

必通する講演をなす。レコードを聴かしめ、皇族の御勳勞を謹寫したるもの、光への道、外二の歌訓又は漫画を映寫した。

受罰中の四名は全部之を免除す、

紅白の饅頭各一個宛尙相當美味の食菜を與ふ。

【山口】 山口高等學校教授藤井新太郎氏を聘し、兩陛下の御聖徳、國体の精華皇室と臣民との關係に付き講演あり。君が代、小楠公、松竹梅等のレコードを聴かしめ、社會教化用映画富士山、天壤無窮を映寫せしむ。

一名懲罰を免除す、紅白の餅汁粉等を與ふ。

【松江】 所長司會のもとに一同起立して君が代合唱(オルガン使用)東面して兩陛下の萬歳を三唱、最敬禮の裡に奉祝の意を表す。松江中學校長田中一元氏を聘し兩陛下の御聖徳を頌へ、次で三思に付論及す。

紅白の餅茶を給す。【函館】 就寢時差居房廊下に於て蓄音器を使用し終日奉祝気分を味はしめたり。函館毎日新聞社の好意により國を擧げたる映画を映寫す、尙バイオリンを使用す。

赤飯を給與す。【岡崎少年】 レコード演奏を聴かしめたり。体操、旗盤遊、綱引等をなさしめたり

【盛岡少年】 所長司會君が代を合唱し一同を宮城の方面に向はしめ萬歳を三唱當市康照寺住職千原阿空師を聘し、兩陛下の御聖徳、立國の大本に付講話あり。君が代、乃木大將、錦の御旗、月下の陣のレコードを使用す。

君が代、小楠公の講を聴かしむ。紅白の餅一重を給與す。

【札幌】 大谷派布教師須藤實成氏の銀婚の盛典に於ける由來に付講演あり。行進曲、乃木大將の二講を聴かしむ。道廳より借用の攝政殿下北海道御巡啓並に報恩の二映画を映寫したり。

君が代、水兵の母、長久の春の講を使用す、縣社會課より攝政殿下伊勢八朝御參拜外二映画を借入れて映寫す、七名の懲罰中の者を全部免除す。

合同徒手体操、帽子取り、マラソン等各種の競技を行へり。

紅白の餅、汁粉を給し、尙焼魚の増菜を與ふ。

【熊本】 所長司會のもとに一同東面して君が代を合唱し兩陛下の萬歳を奉唱す。八波第五高等學校教授を聘し國体の精華なる題下に講演あり。君が代、行進曲小楠公等のレコードを聴かしむ。

【宮崎】 所長司會君が代合唱、勳語奉讀最敬禮萬歳三唱して奉祝の意を表す。君が代、召集令狀等のレコードを聴かしむ。

君が代、丘等の映画を借入れ映寫した。【宮城】 元神宮神部署宮城支署長遠山春

大神宮

神威凛々大神宮 日月照臨今古阿
浪玉碧川春露外 參天老木瑞烟中
八洲民衆浴恩澤 新附蒼生仰德風
一系運綿皇統在 邦家萬古慶無窮

寄在京江兄

來燕去鴻夢自牽 愾君午夜圓窗然
忘愛有酒唯堪醉 觸感舊詩猶未眠
一點青燈評古典 數行草說慕前賢
作書欲報平生事 又恐天涯故友傳
無由尋道平生意 如此情懷憶往事

詣藤島神社

七百余年忠烈魂 春風今去那邊存
山川草木憶無咎 衰盛興亡亦曷言
一戰堪多沈寶劍 多情休費墓宮娥
死時尙帶節義劍 肅然祠廟照後昆

同原作

七百余年雄傑魂 春風欲問淚先吞
山川草木今無咎 盛衰興亡誰又言
百戰功空天日暗 孤忠其奈小人也
公身雖死名千古 仰瞻肅然祠廟存

六月二十一日 渡川畔にて

深見生

第三條中「又ハ作業技手」ヲ「作業技師又ハ作業技手」ニ改ム
 第十一條中「及作業技手」ヲ「作業技師及作業技手」ニ改ム
 別表中「保健技師」ヲ「保健技師作業技師」ニ改ム
 附則
 本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第二百三十號
 大正七年勅令第三百六十六號中左ノ通改正ス
 「及作業技手」ヲ「作業技師及作業技手」ニ改ム
 附則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

司法省令第十四號
 大正十一年十月司法省令第二十五號中「作業技手」ヲ「作業技師
 作業技手」ニ改メ定員ヲ左ノ通改正ス
 「教師三十七人」ヲ次ニ「作業技師二十人」ヲ加フ「作業技手四
 百七十三人」ヲ「作業技手四百三十九人」ニ改ム
 【參照】

大正十一年十月四日司法省令第二十五號ハ監獄官制第十條第二
 項ニ依ル保健技師、保健技手、教誨師、教師、作業技手、看守、
 及女監取締ノ定員ノ件ナリ

司法大臣官房會計課長通牒 (大正十四年六月二十七日)
 刑務所長 少年刑務所長 矯正院長 宛
 通牒

東 西 南 北

行刑衛生會設立

行刑衛生の充實刷新を期すると共に一面同志の親和協働の實を
 舉ぐるの目的を以て行刑衛生會なる一團が組織された役員として
 芥川信氏が會長に、大草東三郎氏が副會長に、曾川良貞、土川種
 次郎、向井滝三郎、古矢嘉助の四氏が理事に決定した。會則を左
 に抄載する。

第二條 目的及事業

本會ハ行刑衛生上各般ノ事項ヲ研究シ且ツ其應用ヲ圖ルヲ以テ
 目的トス

- 一、行刑衛生會雜誌
- 二、集談會(定時及臨時)
- 三、會員研究ノ援助
- 四、文庫
- 五、其他

第三條 會員

本會々員ハ正會員及名譽會員ニ區別ス
 正會員ハ行刑衛生ニ關係アルモノ及其他ノ有志トス
 正會員タラントスルモノハ氏名住所職業ヲ記シ本會事務所ニ申
 込ムモノトス

逃走者逮捕ノ爲出張シタル場合ノ旅費ハ自令逮捕シタルト否トニ
 拘ラス體テ收容費ノ項ヨリ支辨相成度
 司法省行刑局長事務取扱通牒(大正十四年六月二十三日)
 刑務所長 少年刑務所長 宛
 教化用蓄音器「レコード」使用並購求ノ件通牒

教化用蓄音器「レコード」ハ本會ニ於テ選定セルモノヲ使用スル
 儀ニ有之候ハ辭斷ノ地ニ於テハ往々ニシテ指定「レコード」ヲ購
 求シ得サルノ故ヲ以テ素リニ指定外ノモノヲ使用スル向有之哉ニ
 及聞候處蓄音器使用ニ付テハ巷間稍モスレハ謗譽相半シ假リニ一
 歩ヲ誤ランカ此種ノ教化方法採用ニ付キ大ナル支障ヲ來スコト、
 モ相成ヘク當局ニ於テモ特ニ此点ヲ考慮シ試驗的ニ之ヲ實行シ居
 ル次第ニ有之候ハ向後指定外ノモノヲ使用スルハコトナキ嚴御
 注意相成度若シ之カ爲地方ニ於テ指定「レコード」購入ニ不便ヲ
 感セラル、向有之候ハ、便宜刑務協會ニ於テ購入方取計フヘク候
 旨直接向會へ御交渉相成候様致度候

司法省行刑局長事務取扱通牒(大正十四年五月十六日)
 刑務所長 少年刑務所長 宛
 刑務職員會同ノ件

刑務所間ニ於テ職員ノ會同ヲ爲サントスルトキハ開催地ノ所長ヨ
 リ會同刑務所、職員、會期、議事項目其ノ他必要ナル事由ヲ具シ
 申請セラルヘキ筈ノ處右ノ内議事項目ノ記載方往々簡略ニシテ要
 領ヲ得サルモノアリ詮議上差支候間自今開催地ノ所長ハ各刑務所
 ヲリ提出セントスル標題ヲ取罷メ由請書ニ添付相成度候

正會員ノ會費ハ一年五圓トス
 名譽會員ハ會長ノ推薦ニ基キ評議員會ノ同意ヲ經タルモノトス
 第四條 經費及會計報告
 本會ノ經費ハ會費及寄附金ヲ以テ支辨ス本會ノ基本金ハ恒帶
 費ノ殘金及寄附金其他ヲ以テ之ニ充ツ
 毎年一回會員ニ對シ會計ノ報告ヲナス

刑務教誨練習所便り

目下開所中の刑務教誨事業研究所では所定の學科目に
 付き開講してゐることは例年の如くであるが、本年は一
 つの新しき研究方法を取り左の如く、全体の練習生を四
 班に分ちて各班員をして各異りたる問題に付きて研究せ
 しめ各班には班長を置きて指導の任に當らしめてゐる。

第一班(甲)徳川時代ヨリ明治初年ニ至ル保安處分ノ研究
 (ア)佛敎史ニ於ケル犯罪人教化ノ事蹟研究

班 長 宮井講師

第二班(甲)日本ニ於ケル犯罪豫防ニ關係アル設備ノ調査

班 長 本多龍馬 小笠原天道 楠正証 梶村清一

研究 (乙)刑務教化ノ哲學的原理ノ研究

班 長 河野純孝

研究 岩住長雄 山中諱演 眞栗健嶺 淺井映雄

首藤嶺雲

第三班(甲)犯罪人ノ分類ニ關スル研究

(乙)佛教ニ於ケル業報思想ト刑事新學派ノ所説ト比較研究

班長 藤井講師

班長 無盡馨 藤川慈學 青木博愛 佐々義文

第四班(甲)犯罪ノ原因調査殊ニ累犯原因ノ調査研究

(乙)犯罪人ノ改善セラ、ル精神過程ノ研究、班長 武田講師

班長 武田講師 烟中得忍 乙坂佳性 河野内智猛 河崎照順

會報

理事會開催

六月二十七日に本會の理事會が開催され左記の諸件に付き協議されたるところ異議なく可決された。

理事會議事録

第一議案

刑務所用醫療器械ノ規格並ニ藥品ヲ統一シ本協會ヨリ供給ノ件(可決)

藥品ニ付テハ適法ナル手續ニ依リ經營シ大量販賣ニ依リ利益ヲ以テ國家ノ經費ヲ節減シ一面本事業ノ經營ニ要スル費用ニ當ツルコト

第二議案

奨學金ニ關スル件(可決)

(一)刑務官(判事官以下)ノ子弟ニシテ中學校ヲ卒業シ有望ナル者ハ審査ノ上一定條件ノ下ニ學費ヲ貸與スルコトヲ得高等學校程度ハ月額貳拾圓大學程度ハ參拾圓トス

(二)現職ノ刑務官ニシテ刑務事業ニ關スル學術(例セバ精神病學、心理學、社會學、刑務作業ニ關スル學術)ヲ研究セントスル者ニハ審査ノ上六ヶ月以下ノ期間奨學金ヲ交付シ各種專門學ノ聽講若シクハ各種講習會等ニ出席セシム但交付金ハ各場合ニ於テ決定ス第三議案

支那、臺灣、朝鮮、等視察員囑託ニ關スル件(可決)

毎年約五名ノ支部長ヲ抽籤ヲ以テ選定シ派遣スルコト

(一)北海道並ニ宮城地方(札幌、函館、網走、釧路、宮城、福島、山形、秋田、青森、盛岡少年、札幌少年、十一刑務所)ヨリ一名

(二)東京並ニ名古屋地方(小菅、市ヶ谷、豊多摩、集積、横濱、千葉、水戸、宇都宮、前橋、靜岡、甲府、長野、新潟、名古屋、三重、岐阜、金澤、小田原少年、川越少年、岡崎少年、二十刑務所)ヨリ二名

(三)大 並ニ中國地方(京都、大阪、神戸、奈良、滋賀、廣島、山口、岡山、松江、飯沼少年、岩國少年、十一刑務所)ヨリ一名

(四)九州並ニ四國地方(長崎、三池、福岡、大分、熊本、鹿児島、宮崎、神戶、徳島、高松、高知、松山、久留米少年、十三刑務所)

審判官ニモ門外ノアルコトニ付此所置スルコト協會ニ一強ヲ充テ漸ク逐シ發展セシム具體ノ方法ハ行刑局ト協議シテ之ヲ定ム

審判官ニモ門外ノアルコトニ付此所置スルコト協會ニ一強ヲ充テ漸ク逐シ發展セシム具體ノ方法ハ行刑局ト協議シテ之ヲ定ム

岡部書記官よりの通信

海外旅行中の岡部書記官よりの近藤主事宛左の通信があつた

本日は日曜にて買物も出来ないし専門的見解も勿論不可能なのでヤンキーグラウンドにヤンキーとデトロイドの對戦を見物仕りベブルース(有名な職業的野球選手)のホームラン(本塁打)も實見致し候米大陸上陸以來の刑務所見學の通信も致し度とは存じ居り候へども何分旅故にて多忙その暇なく閉口致し居り候故々寫眞通信も致し度と存じ居り候

野球場合試

六月十四日 草々



報

會

北 南 西 東

ヨリ一名

本年ノ派遣ハ朝鮮トス手當金ハ金貳百五拾圓以下トス 出張期間ハ廿日間トシ暑中ヲ利用スルコト

以上ノ定メニヨリ 列席理事並ニ正本書記官芥川衛生官本會主事立命抽籤ノ結果第一候補者及第二候補者トシテ左ノ適當候補シタリ 第二候補者ハ第一候補者事故ノ爲メ出張シ能ハサル場合ニ於ケル補充員ナリ

第一候補者

北海道並ニ宮城 札幌支部長

東京並ニ名古屋 (長野支部長)

大阪並ニ中國地 大阪支部長

九州並ニ四國地 大分支部長

第二候補者

盛岡少年、宇都宮、岐阜、京都、徳島、各支部長

尙第一第二候補者共事故アルトキハ更ニ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム、

第四議案

刑務所製作品販賣紹介ニ關スル件(可決)

茶話會

六月二十七日(土曜日)午後一時より本會に於て茶話會を開催海軍々令部出仕海軍大佐金子養三氏の飛行機に就ての講演あり、餘興として活動寫眞「秩父宮殿下」一村の榮光」を映寫した。來會者は左の諸氏であつた

(順序不同)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 古矢嘉助 | 林 牛 | 大垣平六 | 曾我賀藏 |
| 泉水巧治 | 印南喜一郎 | 高野留吉 | 須藤富重 |
| 武田大亮 | 加藤敬榮 | 印南龜吉 | 須藤辰造 |
| 山内末吉 | 庄司吉之助 | 木藤武二 | 伊藤忠次郎 |
| 尾原靜榮 | 星 光 | 長谷文一 | 高橋則藏 |
| 北村友次郎 | 豊島新作 | 土肥周司 | 酒峰次郎 |
| 須坂幸次郎 | 千 葉貢 | 牧野研正 | 丑島林太郎 |
| 喜多善三郎 | 向後米太郎 | 田中秀實 | 西部利憲 |
| 仁科正枝 | 勝都與良 | 子島 藏 | 東山憲雄 |
| 小島政七 | 河野純幸 | 西山正一 | 龍島和吉 |
| 藤井豊一 | 瀧野澤聖順 | 菊島精三 | 古屋盛安 |
| 太田卯八 | 狩野宇平太 | 木 宮 進 | 長谷川銀郎 |
| 泊志布哉 | 石野良之助 | 西原幸藏 | 平方義孝 |
| 西岡三郎 | 押切芳松 | 藤井 憲照 | 富井隆信 |
| 木 下 弘 | 保坂傳八 | 吉川三郎 | 山内嘉市 |
| 宮藤文次郎 | 關 直 衛 | 角 道 晃 | 木下純英 |
| 野手甚之助 | 中村利義 | 野崎長年 | 小尻安次 |

刑務所長會議

各控訴院で開く

司法省は毎年刑務所長會議を召集して全國の行刑方針につき打合せをなして來たが本年は本省に召集することを廢し、控訴院管下においてこの管内の所長會議を召集して行政上の能率増進を計ることとなり、來る七月十四日から十六日まで名古屋控訴院管内及び十七日から二十日まで廣島控訴院管内各刑務所長會議を召集し、司法省から松井書記官が出席一場の訓示をされた。

- | | | | |
|--------|----------|--------|------|
| 鈴木豐次 | 瀧口次郎八 | 瀧澤里治 | 平田主税 |
| 松井 義 辻 | 敬助 芥 川 信 | 武田 慧 宏 | |
| 大野 教 枝 | 五 木 亮 | 中田 主 税 | 西明龍賢 |
| 大野 教 枝 | 五 木 亮 | 中田 主 税 | 西明龍賢 |



男らしく女らしく

労働者が資本家に、小作人が地主に對する關係と同様に女子は男子に對抗すべきであると近頃の所云婦人運動家の中には考へてゐるものが少くないやうである、が併し労働者が資本家と或は小作人が地主と同様な社會的地位を得るとが彼等の勝利であるとしても、同様に婦人が男子と互格の地位を得て政治上や經濟上に全じやうに立廻ることが果して彼女達の勝利であると云へやうか、解りよく云へば婦人がその女らしい天性を捨てて、荒々しい男性に成變ることが女自身の爲に喜ぶべきことであらうか、私は決して左様でないと思ふ。學者の説く所によれば元來男女の性別と云ふものは野蠻人や未開人の間には極

めて僅少の部分か若しくは暫時の期間にしか存せないので男女の性別が段々と分明になり且これが恒久的なものになつて來ることは社會が發達して人間が文明人になることを意味するものであるさうな。換言すれば人間が未開人や野蠻人であればある程男と女とは同じいやうなものであつて、その未開人や野蠻人が文明人に成つて行くに従つて男は男らしく女は女らしく相異なるものになつて來るのであると云ふ。そしてこの兩性の相異なる所以が即ち相思ふ所以であり、相思ふ所以が相助ける所以で、其處に男女に共通する幸福があり従つて是が社會全體の福利にもなるのであると云ふ。して見ると女子が男子と競争して負けないものになると……即ち男女の性別をなくさうとする企は決して彼女達の勝利でもなく亦社會の爲にも祝福すべきこととは考へられなくなる、男子は何處までも男らしく、女は何處までも女らしくあるのが矢張り本當の事である。併し女らしい女と男らしい男との關係は決して男尊女卑とか男主女従と云つたやうな

差別的な關係を云ふのではない、それは互にベター・ハーフの關係にあることを云ふのである、性を異にするより善き半分宛の夫と妻とが互に心から融合して最上の一体となることそれが男の爲にも女の爲にも無上の勝利であり幸福であるのではありますまいか。

お盆と云ふ日を

叱られたことも戀しき魂まつり

この月はお盆の月だ。——所によると八月にするところもあるが、いづれにしても七月十五日は盂蘭盆會と云ふことに昔から變りはない。抑も盂蘭盆會の由來は、佛弟子目蓮の母、死後迷道に落ちて苦難を受くるを聞き、佛法僧を莊嚴供養してその功力により難をまぬがれしめよとの佛の仰せに目蓮は三千の僧を供養して母の追善をなした、これから新佛をこの行事にまつり慰むるを「聖靈會」または「お初來さま」と稱へて佛前に供物を献じ、墓を清めて、燃燈燒香するに至つた位のこととは皆さま風

に御承知のことと思ふ。

さてこの頃では小學校でも生徒にこの時には祖先の墓碑を掃き清め、花を供へ香をたき以て祖先崇拜のまつりをなさしめてゐるが、これは至極結構であると思ふ。

家郷を出で、轉任轉任で廻つてゐる役人生活者にとつてはこの墓とか祖先とか云ふことに疎遠くなり、殊にその子弟に至つてはいくら學校で教へられても、父母以外に祖父母などは見たこともなく、墓などへ參つた覚えもなければ、祖先崇拜の觀念などは起らう苦はなひ、これは大袈裟に云ふと實に大問題であつて識者はもとより親たるものゝ考慮を促がしたい思ふ。

一人人間には必ず、死後とか、靈魂とか、死者とか云つたやうなことに就て、しんみり考へて見たくなり、又さうした感情に浸りたくなる氣持を持つてゐる。だから親の命日とか子の命日とかお盆とか云つた時には、祖先崇拜の思想漸養だけでなしに宗教的な氣持になるものである。いつも現實の俗的生活にはかり浸つてゐる者にと

つて實に尊いことである。この意味に於て私はお盆を單に燈籠流しなどをやる年中行事とのみ見ずに、自分たちの精神的反省日として、深刻に人生を歩んで行くよすがとした。

團扇風と親の恩

夏の情景を描寫した川柳にはなかく味な教訓の含んでゐるがある。例へば夕立の題で

夕立に短慮な人はぬれて行

き

夕立のたんびに仁者貸しな

くし

夕立に行かずといへ暑氣

見舞

借りのある門で夕立むこいこと

夕涼の思ひ出

吉川有情

足元を流るゝ水や夕納涼
難波女の橋に行き交ふ納涼哉
睦まじき隣同士や門涼み
樓の灯に舞ふ妓も見えつ橋涼み
もう寝よと起せど起きぬ納涼人
老僧の浴衣姿や夕納涼
肌白き東男や夕納涼
草花の白きに涼む端居かな
官舎の崖下に長唄の師匠あり
長唄を聞きつゝ、伐るや今年竹
幼女麻疹に罹る
柿の花實となる頃の風かな
肌守る袋の中の親世普幸をたま
へや子の名は妙子

夕立の戸はいろ／＼に立てゝ見る

さうかと思へば虫干などと云ふ題で、辛辣に痛めつけて酒のみの舊惡の出る土用干とやつつけてゐるのなどは大分ギクツとこたへる連中もあるだらう。いやそれよりもよく寝れば寝るとと覗く枕

蚊帳

うたゝねの團扇の風も母の

恩

寝てゐても團扇の動く親の

恩

と来ると、もう川柳と云はう

か何と云はうか、親心、むつ

かしく云へば母性愛のあらは

れて、涙が出るほど有難い句だ兒に添乳して、ついうと

と氣苦勞の疲れにまどろむ時も知らず動く團扇を

見れば、「あゝ母だ、なア、親心だなア」としみく床しい気分が湧かすにはゐられない。

アメリカと日本

(アメリカ氣質)

アメリカ人と日本人とのように、傳説と教育とか非常にかけ隔つた二つの國民がお互に理解するのは決して容易な事ではない。日本人は遼たる太古より自分のものであつた土地に生活してゐるのである。彼等は征服すべき荒野をも有たなければ、人口を以て滿たすべき廣濶な土地も有たなかつた。彼等は自分の土地の一部である、彼等の土地は彼等自身の一部である。その土地の一フゝトたりとも悉く彼等に對して彼等の祖先と彼等の過去とを語らないものはないのである。日本に在る箇人は織物の中に堅く織りこまれた一と筋の糸である。之に反して、アメリカ人は將來に生きてゐるのである。これは代々長く彼等がアメリカ大陸に於ける天與の物資

を征服しつゝあつた間に出来上つた習慣だからである。彼等に在つては過去は單に出發點となるべき或物である。時としてはそうまでも到らないのである。箇々のアメリカ人にとつては自分の環境の中を動くのは空氣中の分子の如く全く自由なのである。アメリカ人にとつては過去は過去であつて、何時でも忘れて了うことができるのである。何んとなれば彼の直ぐ前にはなほ爲すべき或物が常に横つてゐるからである。日本人はそうではない。爲されたる一切のものは次から次へと、彼等の由つて以て生きて行く過去の一部分となるのである。而して更に爲さるべき一切のものは、箇の「過去」に訴へなければならぬのである。箇の差異こそ合衆國の議會が移民としての日本人を明文上ではないが事實上排斥する法律を通過せしめた彼の無遠慮なやり方を日本人の理解しがたい所以なのである。而してまたアメリカ人が、コングレツスの行動を誤つたものとなす人々でさへも、此の問題についての日本人の感情の高ぶり方を理解することのできない理由なのである。(アウトトルックより)

刑務協會役員

總 裁	司 法 大 臣	小 川 平 吉
副 總 裁	司 法 次 官	林 頼 三 郎
會 理 長	司 法 省 行 刑 局 長	泉 二 新 熊
副 會 理 長	司 法 書 記 官	松 井 和 義
理 事	司 法 省 保 護 課 長	宮 城 長 五 郎
同	司 法 書 記 官	辻 敬 助
同	小 菅 刑 務 所 長	有 馬 四 郎 助
同	豐 多 摩 刑 務 所 長	大 野 數 枝
同	巢 鴨 刑 務 所 長	佐 藤 乙 二
同	市 谷 刑 務 所 長	秋 山 要
常 務 理 事		香 川 又 二 郎
主 事		江 村 繁 太 郎
同		島 田 榮 造
同		近 藤 亮 雅

定 價	一 冊 (稅 共)	金 二 十 錢
	六 冊 (稅 共)	金 一 圓 二 十 錢
	十二 冊 (稅 共)	金 二 圓 四 十 錢
表 價	五 號 活 字 半 段 一 行	金 一 圓
廣 告	一 等 一 頁	金 五 十 圓
	二 等 一 頁	金 四 十 圓
料 普	通 一 頁	金 三 十 圓
注 文 規 定	●御注文はすべて前金のこと ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと但なるべく振替を利用せられたし ●口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること ●御注文の際は必ず送附先明記のこと従つて轉居の際は新舊住所を御届下されたし	
發行所	東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地 東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地 東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地 東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地 東京市麹町區西日比谷町一番地 電話銀座二三四四、三八二五番	

